

第3章 指定基準の概要

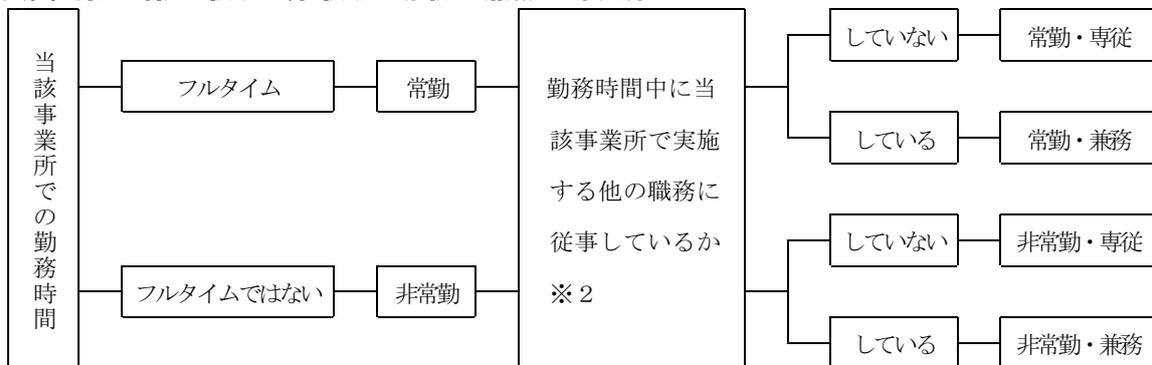
1 指定の要件

事業者の指定を受けるためには、事業所ごと、サービス種別ごとに知事の指定を受ける必要があります。

ただし、次のような場合等については指定ができませんので、留意願います。

- ① 申請者が法人でないとき（療養介護を除く）
- ② 事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が厚生労働省令及び北海道条例等で定める基準を満たしていないとき
- ③ 申請者が厚生労働省令及び北海道条例等で定める設備及び運営等に関する基準に従って適正な運営ができないと認められるとき
- ④ 申請者が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき
- ⑤ 申請者が、法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき
- ⑥ 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき
- ⑦ 指定障害福祉サービス事業者等の指定を取り消されてから5年を経過しない者であるとき等

2 人員配置に係る常勤・非常勤、専従・兼務の考え方



(1) 従業者が雇用主との関係において常勤又は非常勤かを判断するのではなく、指定を受けようとする事業所においてフルタイム（常勤）か、フルタイムではない（非常勤）かにより区分してください。

※ 当該事業所においてフルタイムで勤務している場合 ～ 常勤

(2) 専従か、兼務かの判断は、その従業者が勤務する時間帯において、当該従業者が、当該事業所で複数の職務に従事している状況か否かにより判断してください。

(3) 例えば、フルタイムの勤務時間数が1日あたり8時間で、かつ、就労移行支援事業と就労継続支援B型事業を実施する多機能型事業所に勤務する従事者が、午前中の4時間を就労継続支援B型事業の職業指導員、午後の4時間を就労移行支援事業の生活支援員として勤務する場合には、それぞれ「非常勤・兼務」となります。

ただし、管理者がその他の業務を兼務する場合であって、複数の職種を同時並行的に行うことが差し支えない場合には、働いた全ての時間について全ての職種にカウントすることが可能です。

3 従業者の員数等にかかる用語の定義・考え方について

用語	定義
<ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定障害福祉サービス事業所等の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所等において常勤の従業者が勤務すべき時間数（※）で除することにより、当該事業所等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法のことを言う。 ・この場合の勤務延べ時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所等の指定等に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数である。 ・なお、この算定にあたっては、小数点2位以下を切り捨てるものとする。 （※）～1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。
<ul style="list-style-type: none"> ・勤務延べ時間数 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務表上、指定障害福祉サービス等の提供に従事する時間帯として明確に位置づけられている時間又は当該サービス等の提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置づけられている時間の合計数。 ・なお、従業者1人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とする。
<ul style="list-style-type: none"> ・常勤 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（※）に達していることを言う。 ・当該指定障害福祉サービス事業所等に併設される事業所の職務であって、当該指定障害福祉サービス事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たす。 （※）～1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする
<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していないことをいう。
<ul style="list-style-type: none"> ・「専ら従事する」 ・「専ら提供に当たる」 ・「専従」 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、サービス提供時間帯を通じて指定障害福祉サービス等以外の職務に従事しないことをいう。 ・この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間（※）をいい、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。 （※）～療養介護及び生活介護については、サービスの提供単位ごとの提供時間
<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の平均値 	<p>①療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法における「前年度の平均値」は、当該年度前年度（※）の利用者延べ数を開所日数で除して得た数とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この算定にあたっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。 （※）～毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度のこと。 <p>②新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した事業者又は施設において1年未満の実績しか無い場合（前年度の実績が全く無い場合を含む。）の利用者の数等は、次により算出して得た数とする。</p> <p>ア 新設又は増床の時点から6月未満の間 利用定員の90%</p>

	<p>イ 新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間 直近の6月における全利用者の延べ数を当該6月間の開所日数で 除して得た数</p> <p>ウ 新設又は増床の時点から1年以上経過している場合 直近1年間における全利用者等の延べ数を当該1年間の開所日 数で除して得た数。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これに対し、減少の場合には、減少後の実績が3月以上あるときは、 減少後の利用者の数等の延べ数を当該3月間の開所日数で除して得た 数とする。 ・ただし、これらにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な 方法により利用者の数を推定する。
<ul style="list-style-type: none"> ・多機能型 	<ul style="list-style-type: none"> ・87ページを参照してください。

4 関係法令等

事業者指定及び報酬等に関する主な関係法令等となります。

事業者指定及び事業運営の際には、これら関係法令等の内容を遵守してください。

また、下記に記載の無い法令等であっても、関係するものについては遵守してください。

<関係法令等>

- 障害者基本法（昭和45年 法律第84号）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年 号外法律第123号）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年 号外政令第10号）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年 号外厚生労働省令第19号）
- 介護給付費等の請求に関する省令（平成18年 号外厚生労働省令第170号）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年 号外厚生労働省令第171号）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年 号外厚生労働省令第172号）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年 号外厚生労働省令第27号）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年 号外厚生労働省令第174号）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年 号外厚生労働省令第177号）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年 厚生労働省告示第523号）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年 厚生労働省告示第124号）
- 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年 厚生労働省告示第538号）
- 厚生労働大臣が定める離島その他の地域（平成18年 厚生労働省告示第540号）
- 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年 厚生労働省告示第544号）
- 指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年 厚生労働省告示第547号）
- 指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年 厚生労働省告示第226号）
- 食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成18年 厚生労働省告示第545号）
- 厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準（平成18年 厚生労働省告示第541号）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成18年 厚生労働省告示第553号）

＜北海道条例・規則・通知関係＞

- 北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年 条例第100号）
- 北海道指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年 条例第101号）
- 北海道障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年 条例第102号）
- 北海道障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年 条例第103号）
- 北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年 規則第37号）
- 北海道指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年 規則第15号）
- 北海道障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年 規則第19号）
- 北海道障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年 規則第16号）

上記の法令・条例等については、北海道のホームページで閲覧することができます。
北海道のホームページ → 条例・規則・公報 → 北海道条例・規則（法制文書課）
→ 北海道例規類集【URL：<http://www5.e-reikinet.jp/cgi-bin/hokkaido/>】

＜関係通知等＞

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日付 障発第1206001号）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年1月26日付 障発第0126001号）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日付 障発第0330第21号）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日付 障発第1031001号）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日付 障発第1031001号）
- 障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成18年12月6日付 障発第1206002号）
- 「通院等のための乗車又は降車の介助」の適正な実施について（平成16年9月29日付 障障発第0929001号）
- 障害者（児）施設における虐待の防止について（平成17年10月20日付 障発第1020001号）
- 就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について（平成18年10月2日付 障障発第1002003号）
- 就労移行支援事業、就労継続支援（A型、B型）における留意事項について（平成19年4月2日付 障障発第0402001号）
- 平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて（平成20年4月25日付 障障発第0425001号）
- 就労継続支援A型事業所の短時間利用者が一定割合以上である場合の所定単位数の算定の取扱いについて（平成24年11月9日付 事務連絡）

5 人員・設備・運営等の基準の概要（各サービス毎）

(1-1) 居宅介護

申請者要件	・法人であること	
人員基準	・従業者	・常勤換算で2.5人以上（介護福祉士、居宅介護職員初任者研修課程等の修了者など）
	・サービス提供責任者	・事業規模に応じて1人以上（管理者の兼務及び常勤換算も可）
	・管理者	・常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの ただし、管理業務に支障がない場合は、他の職務の兼務可
設備基準	・事務室	・事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室
	・受付等	・利用申し込みの受付、相談等に対応するための適切なスペース
	・設備・備品等	・必要な設備及び備品等を確保し、特に手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること
運営基準	基準の項目	指定基準根拠条文 条例：平24条例100 厚令：平18厚令171
	1 内容及び手続の説明及び同意	条例第10条 厚令第9条
	2 契約支給量の報告等	条例第11条 厚令第10条
	3 提供拒否の禁止	条例第12条 厚令第11条
	4 連絡調整に対する協力	条例第13条 厚令第12条
	5 サービス提供困難時の対応	条例第14条 厚令第13条
	6 受給資格の確認	条例第15条 厚令第14条
	7 介護給付費の支給の申請に係る援助	条例第16条 厚令第15条
	8 心身の状況等の把握	条例第17条 厚令第16条
	9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	条例第18条 厚令第17条
	10 身分を証する書類の携行	条例第19条 厚令第18条
	11 サービスの提供の記録	条例第20条 厚令第19条
	12 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	条例第21条 厚令第20条
	13 利用者負担額等の受領	条例第22条 厚令第21条
	14 利用者負担額に係る管理	条例第23条 厚令第22条
	15 介護給付費の額に係る通知等	条例第24条 厚令第23条
	16 基本取扱方針	条例第25条 厚令第24条
	17 具体的取扱方針	条例第26条 厚令第25条
	18 居宅介護計画の作成	条例第27条 厚令第26条
	19 同居家族に対するサービス提供の禁止	条例第28条 厚令第27条
	20 緊急時等の対応	条例第29条 厚令第28条
	21 支給決定障害者等に関する市町村への通知	条例第30条 厚令第29条
	22 管理者及びサービス提供責任者の責務	条例第31条 厚令第30条
	23 運営規程	条例第32条 厚令第31条
24 介護等の総合的な提供	条例第33条 厚令第32条	

25 勤務体制の確保等	条例第34条 厚令第33条
26 衛生管理等	条例第35条 厚令第34条
27 掲示	条例第36条 厚令第35条
28 秘密保持等	条例第37条 厚令第36条
29 情報の提供等	条例第38条 厚令第37条
30 利益供与等の禁止	条例第39条 厚令第38条
31 苦情解決	条例第40条 厚令第39条
32 事故発生時の対応	条例第41条 厚令第40条
33 会計の区分	条例第42条 厚令第41条
34 記録の整備	条例第43条 厚令第42条

(1-2) 共生型居宅介護

申請者要件	<ul style="list-style-type: none"> ・法人であること ・指定訪問介護事業者であること 	
人員基準	・従業者	・指定訪問介護の利用者の数を、指定訪問介護の利用者の数と共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上
	・サービス提供責任者	・事業規模に応じて1人以上（管理者の兼務及び常勤換算も可）
	・管理者	・常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの ただし、管理業務に支障がない場合は、他の職務の兼務可
設備基準		
運営基準	基準の項目	指定基準根拠条文 条例：平24条例100 厚令：平18厚令171
	1 内容及び手続の説明及び同意	条例第10条（準用） 厚令第9条（準用）
	2 契約支給量の報告等	条例第11条（準用） 厚令第10条（準用）
	3 提供拒否の禁止	条例第12条（準用） 厚令第11条（準用）
	4 連絡調整に対する協力	条例第13条（準用） 厚令第12条（準用）
	5 サービス提供困難時の対応	条例第14条（準用） 厚令第13条（準用）
	6 支給資格の確認	条例第15条（準用） 厚令第14条（準用）
	7 介護給付費の支給の申請に係る援助	条例第16条（準用） 厚令第15条（準用）
	8 心身の状況等の把握	条例第17条（準用） 厚令第16条（準用）
	9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	条例第18条（準用） 厚令第17条（準用）
	10 身分を証する書類の携行	条例第19条（準用） 厚令第18条（準用）
	11 サービスの提供の記録	条例第20条（準用） 厚令第19条（準用）
	12 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	条例第21条（準用） 厚令第20条（準用）
	13 利用者負担額等の受領	条例第22条（準用） 厚令第21条（準用）
	14 利用者負担額に係る管理	条例第23条（準用） 厚令第22条（準用）
	15 介護給付費の額に係る通知等	条例第24条（準用） 厚令第23条（準用）
	16 基本取扱方針	条例第25条（準用） 厚令第24条（準用）
	17 具体的取扱方針	条例第26条（準用） 厚令第25条（準用）
	18 居宅介護計画の作成	条例第27条（準用） 厚令第26条（準用）
	19 同居家族に対するサービス提供の禁止	条例第28条（準用） 厚令第27条（準用）
	20 緊急時等の対応	条例第29条（準用） 厚令第28条（準用）
	21 支給決定障害者等に関する市町村への通知	条例第30条（準用） 厚令第29条（準用）
	22 管理者及びサービス提供責任者の責務	条例第31条（準用） 厚令第30条（準用）
	23 運営規程	条例第32条（準用） 厚令第31条（準用）
24 介護等の総合的な提供	条例第33条（準用） 厚令第32条（準用）	

25 勤務体制の確保等	条例第34条 (準用) 厚令第33条 (準用)
26 衛生管理等	条例第35条 (準用) 厚令第34条 (準用)
27 掲示	条例第36条 (準用) 厚令第35条 (準用)
28 秘密保持等	条例第37条 (準用) 厚令第36条 (準用)
29 情報の提供等	条例第38条 (準用) 厚令第37条 (準用)
30 利益供与等の禁止	条例第39条 (準用) 厚令第38条 (準用)
31 苦情解決	条例第40条 (準用) 厚令第39条 (準用)
32 事故発生時の対応	条例第41条 (準用) 厚令第40条 (準用)
33 会計の区分	条例第42条 (準用) 厚令第41条 (準用)
34 記録の整備	条例第43条 (準用) 厚令第42条 (準用)

(1-3) 重度訪問介護

申請者要件	・法人であること	
人員基準	・従業者	・常勤換算で2.5人以上（介護福祉士、居宅介護職員初任者研修課程等の修了者及び重度訪問介護従業者養成研修の修了者）
	・サービス提供責任者	・事業規模に応じて1人以上（管理者の兼務及び常勤換算も可）
	・管理者	・常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの ※管理業務に支障がない場合は、他の職務の兼務可
設備基準	・事務室	・事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室
	・受付等	・利用申し込みの受付、相談等に対応するための適切なスペース
	・設備・備品等	・必要な設備及び備品等を確保し、特に手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること
運営基準	基準の項目	指定基準根拠条文 条例：平24条例100 厚令：平18厚令171
	1 内容及び手続の説明及び同意	条例第10条（準用） 厚令第9条（準用）
	2 契約支給量の報告等	条例第11条（準用） 厚令第10条（準用）
	3 提供拒否の禁止	条例第12条（準用） 厚令第11条（準用）
	4 連絡調整に対する協力	条例第13条（準用） 厚令第12条（準用）
	5 サービス提供困難時の対応	条例第14条（準用） 厚令第13条（準用）
	6 受給資格の確認	条例第15条（準用） 厚令第14条（準用）
	7 介護給付費の支給の申請に係る援助	条例第16条（準用） 厚令第15条（準用）
	8 心身の状況等の把握	条例第17条（準用） 厚令第16条（準用）
	9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	条例第18条（準用） 厚令第17条（準用）
	10 身分を証する書類の携行	条例第19条（準用） 厚令第18条（準用）
	11 サービスの提供の記録	条例第20条（準用） 厚令第19条（準用）
	12 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	条例第21条（準用） 厚令第20条（準用）
	13 利用者負担額等の受領	条例第22条（準用） 厚令第21条（準用）
	14 利用者負担額に係る管理	条例第23条（準用） 厚令第22条（準用）
	15 介護給付費の額に係る通知等	条例第24条（準用） 厚令第23条（準用）
	16 基本取扱方針	条例第25条（準用） 厚令第24条（準用）
	17 具体的取扱方針	条例第26条（準用） 厚令第25条（準用）
	18 重度訪問介護計画の作成	条例第27条（準用） 厚令第26条（準用）
	19 同居家族に対するサービス提供の禁止	条例第28条（準用） 厚令第27条（準用）
	20 緊急時等の対応	条例第29条（準用） 厚令第28条（準用）
21 支給決定障害者等に関する市町村への通知	条例第30条（準用） 厚令第29条（準用）	

22 管理者及びサービス提供責任者の責務	条例第31条 (準用) 厚令第30条 (準用)
23 運営規程	条例第32条 (準用) 厚令第31条 (準用)
24 介護等の総合的な提供	条例第33条 (準用) 厚令第32条 (準用)
25 勤務体制の確保等	条例第34条 (準用) 厚令第33条 (準用)
26 衛生管理等	条例第35条 (準用) 厚令第34条 (準用)
27 掲示	条例第36条 (準用) 厚令第35条 (準用)
28 秘密保持等	条例第37条 (準用) 厚令第36条 (準用)
29 情報の提供等	条例第38条 (準用) 厚令第37条 (準用)
30 利益供与等の禁止	条例第39条 (準用) 厚令第38条 (準用)
31 苦情解決	条例第40条 (準用) 厚令第39条 (準用)
32 事故発生時の対応	条例第41条 (準用) 厚令第40条 (準用)
33 会計の区分	条例第42条 (準用) 厚令第41条 (準用)
34 記録の整備	条例第43条 (準用) 厚令第42条 (準用)

(1-4) 共生型重度訪問介護

申請者要件	<ul style="list-style-type: none"> 法人であること 指定訪問介護事業者であること 	
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> 従業者 	<ul style="list-style-type: none"> 指定訪問介護の利用者の数を、指定訪問介護の利用者の数と共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上
	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供責任者 	<ul style="list-style-type: none"> 事業規模に応じて1人以上（管理者の兼務及び常勤換算も可）
	<ul style="list-style-type: none"> 管理者 	<ul style="list-style-type: none"> 常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの ※管理業務に支障がない場合は、他の職務の兼務可
設備基準		
運営基準	基準の項目	指定基準根拠条文 条例：平24条例100 厚令：平18厚令171
	1 内容及び手続の説明及び同意	条例第10条（準用） 厚令第9条（準用）
	2 契約支給量の報告等	条例第11条（準用） 厚令第10条（準用）
	3 提供拒否の禁止	条例第12条（準用） 厚令第11条（準用）
	4 連絡調整に対する協力	条例第13条（準用） 厚令第12条（準用）
	5 サービス提供困難時の対応	条例第14条（準用） 厚令第13条（準用）
	6 受給資格の確認	条例第15条（準用） 厚令第14条（準用）
	7 介護給付費の支給の申請に係る援助	条例第16条（準用） 厚令第15条（準用）
	8 心身の状況等の把握	条例第17条（準用） 厚令第16条（準用）
	9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	条例第18条（準用） 厚令第17条（準用）
	10 身分を証する書類の携行	条例第19条（準用） 厚令第18条（準用）
	11 サービスの提供の記録	条例第20条（準用） 厚令第19条（準用）
	12 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	条例第21条（準用） 厚令第20条（準用）
	13 利用者負担額等の受領	条例第22条（準用） 厚令第21条（準用）
	14 利用者負担額に係る管理	条例第23条（準用） 厚令第22条（準用）
	15 介護給付費の額に係る通知等	条例第24条（準用） 厚令第23条（準用）
	16 基本取扱方針	条例第25条（準用） 厚令第24条（準用）
	17 具体的取扱方針	条例第26条（準用） 厚令第25条（準用）
	18 重度訪問介護計画の作成	条例第27条（準用） 厚令第26条（準用）
	19 同居家族に対するサービス提供の禁止	条例第28条（準用） 厚令第27条（準用）
	20 緊急時等の対応	条例第29条（準用） 厚令第28条（準用）
	21 支給決定障害者等に関する市町村への通知	条例第30条（準用） 厚令第29条（準用）
	22 管理者及びサービス提供責任者の責務	条例第31条（準用） 厚令第30条（準用）

23 運営規程	条例第32条 (準用) 厚令第31条 (準用)
24 介護等の総合的な提供	条例第33条 (準用) 厚令第32条 (準用)
25 勤務体制の確保等	条例第34条 (準用) 厚令第33条 (準用)
26 衛生管理等	条例第35条 (準用) 厚令第34条 (準用)
27 掲示	条例第36条 (準用) 厚令第35条 (準用)
28 秘密保持等	条例第37条 (準用) 厚令第36条 (準用)
29 情報の提供等	条例第38条 (準用) 厚令第37条 (準用)
30 利益供与等の禁止	条例第39条 (準用) 厚令第38条 (準用)
31 苦情解決	条例第40条 (準用) 厚令第39条 (準用)
32 事故発生時の対応	条例第41条 (準用) 厚令第40条 (準用)
33 会計の区分	条例第42条 (準用) 厚令第41条 (準用)
34 記録の整備	条例第43条 (準用) 厚令第42条 (準用)

(1-5) 同行援護

申請者要件	・法人であること	
人員基準	・従業者	・常勤換算で2.5人以上（同行援護従業者養成研修の修了者等）
	・サービス提供責任者	・事業規模に応じて1人以上（管理者の兼務及び常勤換算も可）
	・管理者	・常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの ※管理業務に支障がない場合は、他の職務の兼務可
設備基準	・事務室	・事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室
	・受付等	・利用申し込みの受付、相談等に対応するための適切なスペース
	・設備・備品等	・必要な設備及び備品等を確保し、特に手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること
運営基準	基準の項目	指定基準根拠条文 条例：平24条例100 厚令：平18厚令171
	1 内容及び手続の説明及び同意	条例第10条（準用） 厚令第9条（準用）
	2 契約支給量の報告等	条例第11条（準用） 厚令第10条（準用）
	3 提供拒否の禁止	条例第12条（準用） 厚令第11条（準用）
	4 連絡調整に対する協力	条例第13条（準用） 厚令第12条（準用）
	5 サービス提供困難時の対応	条例第14条（準用） 厚令第13条（準用）
	6 受給資格の確認	条例第15条（準用） 厚令第14条（準用）
	7 介護給付費の支給の申請に係る援助	条例第16条（準用） 厚令第15条（準用）
	8 心身の状況等の把握	条例第17条（準用） 厚令第16条（準用）
	9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	条例第18条（準用） 厚令第17条（準用）
	10 身分を証する書類の携行	条例第19条（準用） 厚令第18条（準用）
	11 サービスの提供の記録	条例第20条（準用） 厚令第19条（準用）
	12 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	条例第21条（準用） 厚令第20条（準用）
	13 利用者負担額等の受領	条例第22条（準用） 厚令第21条（準用）
	14 利用者負担額に係る管理	条例第23条（準用） 厚令第22条（準用）
	15 介護給付費の額に係る通知等	条例第24条（準用） 厚令第23条（準用）
	16 基本取扱方針	条例第25条（準用） 厚令第24条（準用）
	17 具体的取扱方針	条例第26条（準用） 厚令第25条（準用）
	18 同行援護計画の作成	条例第27条（準用） 厚令第26条（準用）
	19 同居家族に対するサービス提供の禁止	条例第28条（準用） 厚令第27条（準用）
	20 緊急時等の対応	条例第29条（準用） 厚令第28条（準用）
21 支給決定障害者等に関する市町村への通知	条例第30条（準用） 厚令第29条（準用）	

22	管理者及びサービス提供責任者の責務	条例第31条 (準用) 厚令第30条 (準用)
23	運営規程	条例第32条 (準用) 厚令第31条 (準用)
24	勤務体制の確保等	条例第34条 (準用) 厚令第33条 (準用)
25	衛生管理等	条例第35条 (準用) 厚令第34条 (準用)
26	掲示	条例第36条 (準用) 厚令第35条 (準用)
27	秘密保持等	条例第37条 (準用) 厚令第36条 (準用)
28	情報の提供等	条例第38条 (準用) 厚令第37条 (準用)
29	利益供与等の禁止	条例第39条 (準用) 厚令第38条 (準用)
30	苦情解決	条例第40条 (準用) 厚令第39条 (準用)
31	事故発生時の対応	条例第41条 (準用) 厚令第40条 (準用)
32	会計の区分	条例第42条 (準用) 厚令第41条 (準用)
33	記録の整備	条例第43条 (準用) 厚令第42条 (準用)

(1-6) 行動援護

申請者要件	・法人であること	
人員基準	・従業者	・常勤換算で2.5人以上（介護福祉士、居宅介護職員初任者研修、行動援護従業者養成研修課程等の修了者で知的・精神障害者等への直接処遇業務経験のある者など
	・サービス提供責任者	・事業規模に応じて1人以上（管理者の兼務及び常勤換算も可）
	・管理者	・常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの ※管理業務に支障がない場合は、他の職務の兼務可
設備基準	・事務室	・事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室
	・受付等	・利用申し込みの受付、相談等に対応するための適切なスペース
	・設備・備品等	・必要な設備及び備品等を確保し、特に手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること
運営基準	基準の項目	指定基準根拠条文 条例：平24条例100 厚令：平18厚令171
	1 内容及び手続の説明及び同意	条例第10条（準用） 厚令第9条（準用）
	2 契約支給量の報告等	条例第11条（準用） 厚令第10条（準用）
	3 提供拒否の禁止	条例第12条（準用） 厚令第11条（準用）
	4 連絡調整に対する協力	条例第13条（準用） 厚令第12条（準用）
	5 サービス提供困難時の対応	条例第14条（準用） 厚令第13条（準用）
	6 支給資格の確認	条例第15条（準用） 厚令第14条（準用）
	7 介護給付費の支給の申請に係る援助	条例第16条（準用） 厚令第15条（準用）
	8 心身の状況等の把握	条例第17条（準用） 厚令第16条（準用）
	9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	条例第18条（準用） 厚令第17条（準用）
	10 身分を証する書類の携行	条例第19条（準用） 厚令第18条（準用）
	11 サービスの提供の記録	条例第20条（準用） 厚令第19条（準用）
	12 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	条例第21条（準用） 厚令第20条（準用）
	13 利用者負担額等の受領	条例第22条（準用） 厚令第21条（準用）
	14 利用者負担額に係る管理	条例第23条（準用） 厚令第22条（準用）
	15 介護給付費の額に係る通知等	条例第24条（準用） 厚令第23条（準用）
	16 基本取扱方針	条例第25条（準用） 厚令第24条（準用）
	17 具体的取扱方針	条例第26条（準用） 厚令第25条（準用）
	18 行動援護計画の作成	条例第27条（準用） 厚令第26条（準用）
	19 同居家族に対するサービス提供の禁止	条例第28条（準用） 厚令第27条（準用）
	20 緊急時等の対応	条例第29条（準用） 厚令第28条（準用）

21 支給決定障害者等に関する市町村への通知	条例第30条 (準用) 厚令第29条 (準用)
22 管理者及びサービス提供責任者の責務	条例第31条 (準用) 厚令第30条 (準用)
23 運営規程	条例第32条 (準用) 厚令第31条 (準用)
24 勤務体制の確保等	条例第34条 (準用) 厚令第33条 (準用)
25 衛生管理等	条例第35条 (準用) 厚令第34条 (準用)
26 掲示	条例第36条 (準用) 厚令第35条 (準用)
27 秘密保持等	条例第37条 (準用) 厚令第36条 (準用)
28 情報の提供等	条例第38条 (準用) 厚令第37条 (準用)
29 利益供与等の禁止	条例第39条 (準用) 厚令第38条 (準用)
30 苦情解決	条例第40条 (準用) 厚令第39条 (準用)
31 事故発生時の対応	条例第41条 (準用) 厚令第40条 (準用)
32 会計の区分	条例第42条 (準用) 厚令第41条 (準用)
33 記録の整備	条例第43条 (準用) 厚令第42条 (準用)

(2) 重度障害者等包括支援

申請者要件	・法人であること	
人員基準	・従業者	・指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者及び指定共同生活援助事業者を除く。）又は指定障害者支援施設の基準を満たしていること。
	・サービス提供責任者	・次のいずれの要件にも該当する者を1人以上（1人以上は専任かつ常勤） ・相談支援専門員 ・重度障害者等包括支援利用対象者に対する入浴、排せつ、食事等の介護その他これに準ずる業務に3年以上従事した経験を有する者
	・管理者	・常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの ※管理業務に支障がない場合は、他の職務の兼務可 ※管理者の資格要件は、89ページ参照
設備基準	・事務室	・事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室
	・受付等	・利用の申し込みの受付、相談等に対応するための適切なスペース
	・設備・備品等	・必要な設備及び備品等を確保し、特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。
運営基準	基準の項目	指定基準根拠条文 条例：平24条例100 厚令：平18厚令171
	1 実施主体	条例第117条 厚令第130条
	2 事業所の体制	条例第118条 厚令第131条
	3 障害福祉サービスの提供に係る基準	条例第119条 厚令第132条
	4 内容及び手続の説明及び同意	条例第10条（準用） 厚令第9条（準用）
	5 契約支給量の報告等	条例第11条（準用） 厚令第10条（準用）
	6 提供拒否の禁止	条例第12条（準用） 厚令第11条（準用）
	7 連絡調整に対する協力	条例第13条（準用） 厚令第12条（準用）
	8 サービス提供困難時の対応	条例第14条（準用） 厚令第13条（準用）
	9 受給資格の確認	条例第15条（準用） 厚令第14条（準用）
	10 介護給付費の支給の申請に係る援助	条例第16条（準用） 厚令第15条（準用）
	11 心身の状況等の把握	条例第17条（準用） 厚令第16条（準用）
	12 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	条例第18条（準用） 厚令第17条（準用）
	13 身分を証する書類の携行	条例第19条（準用） 厚令第18条（準用）
	14 サービスの提供の記録	条例第20条（準用） 厚令第19条（準用）
	15 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	条例第21条（準用） 厚令第20条（準用）
	16 利用者負担額等の受領	条例第22条（準用） 厚令第21条（準用）
	17 介護給付費の額に係る通知等	条例第24条（準用） 厚令第23条（準用）
18 取扱方針	条例第120条 厚令第133条	

19 サービス利用計画の作成	条例第121条 厚令第134条
20 緊急時等の対応	条例第29条 (準用) 厚令第28条 (準用)
21 支給決定障害者等に関する市町村への通知	条例第30条 (準用) 厚令第29条 (準用)
22 管理者の責務	条例第68条 (準用) 厚令第66条 (準用)
23 運営規程	条例第122条 厚令第135条
24 衛生管理等	条例第35条 (準用) 厚令第34条 (準用)
25 掲示	条例第36条 (準用) 厚令第35条 (準用)
26 秘密保持等	条例第37条 (準用) 厚令第36条 (準用)
27 情報の提供等	条例第38条 (準用) 厚令第37条 (準用)
28 利益供与等の禁止	条例第39条 (準用) 厚令第38条 (準用)
29 苦情解決	条例第40条 (準用) 厚令第39条 (準用)
30 事故発生時の対応	条例第41条 (準用) 厚令第40条 (準用)
31 会計の区分	条例第42条 (準用) 厚令第41条 (準用)
32 記録の整備	条例第43条 (準用) 厚令第42条 (準用)

(3-1) 短期入所

申請者要件	・法人であること（病院又は診療所により行われるものを除く）			
人員 基準	従業者	併設事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・指定障害者支援施設等 ・指定宿泊型自立訓練事業者 ・指定共同生活援助事業所 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合、当該施設として必要とされる数以上 ・①又は②に掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれ①又は②に定める数 <ul style="list-style-type: none"> ①指定短期入所と同時に指定共同生活援助等を提供する時間帯 <p>指定共同生活援助事業所等の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活援助事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活援助事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p> ②指定短期入所を提供する時間帯（①に掲げるものを除く） <p>当該日の指定短期入所の利用者の数が6名以下については1以上、7名以上については1に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p>
		空床利用型事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・指定障害者支援施設等 ・指定宿泊型自立訓練事業者 ・指定共同生活援助事業所 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上 ・①又は②に掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれ①又は②に定める数 <ul style="list-style-type: none"> ①指定短期入所と同時に指定共同生活援助等を提供する時間帯 <p>指定共同生活援助事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活援助事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活援助事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p> ②指定短期入所を提供する時間帯（①に掲げるものを除く） <p>当該日の指定短期入所の利用者の数が6名以下については1以上、7名以上については1に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p>
	単独型事業所	指定生活介護事業所等	①指定生活介護等のサービス提供時間帯 <p>当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型時間帯の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ②それ以外の時間帯 <p>当該日の利用者の数が6名以下の場合においては1以上の生活支援員又はこれに準ずる従業者、7名以上の場合においては1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p>
		指定生活介護事業所等以外	・上記②と同じ	
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの <ul style="list-style-type: none"> ※管理業務に支障がない場合は、他の職務の兼務可 ※管理者の資格要件は、89ページ参照 		
設備 基準	居室	併設事業所、空床利用型事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・併設事業所又は指定障害者支援施設等の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いること 	
		単独型事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・1の居室の定員：4人以下 	

		<ul style="list-style-type: none"> ・地階に設けてはならないこと ・利用者1人当たりの床面積：収納設備等を除き8平方メートル以上 ・寝台又はこれに代わる設備 ・ブザー又はこれに代わる設備 	
・設備	・併設事業所	・併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所事業の用に供することができる	
	・空床利用型事業所	・指定障害者支援施設等として必要とされる設備	
	・単独型事業所	・食堂	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の提供に支障がない広さ ・必要な備品
		・浴室	・利用者の特性に応じたもの
	・洗面所、便所	<ul style="list-style-type: none"> ・居室のある階ごとに設けること ・利用者の特定に応じたもの 	
運営 基準	基準の項目		指定基準根拠条文 条例：平24条例100 厚令：平18厚令171
	1	内容及び手続の説明及び同意	条例第10条（準用） 厚令第9条（準用）
	2	指定短期入所の開始及び終了	条例第103条 厚令第118条
	3	入退所の記録の記載等	条例第104条 厚令第119条
	4	提供拒否の禁止	条例第12条（準用） 厚令第11条（準用）
	5	連絡調整に対する協力	条例第13条（準用） 厚令第12条（準用）
	6	サービス提供困難時の対応	条例第14条（準用） 厚令第13条（準用）
	7	受給資格の確認	条例第15条（準用） 厚令第14条（準用）
	8	介護給付費の支給の申請に係る援助	条例第16条（準用） 厚令第15条（準用）
	9	心身の状況等の把握	条例第17条（準用） 厚令第16条（準用）
	10	指定障害福祉サービス事業者等との連携等	条例第18条（準用） 厚令第17条（準用）
	11	サービスの提供の記録	条例第20条（準用） 厚令第19条（準用）
	12	支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	条例第21条（準用） 厚令第20条（準用）
	13	利用者負担額等の受領	条例第105条 厚令第120条
	14	利用者負担額に係る管理	条例第23条（準用） 厚令第22条（準用）
	15	介護給付費の額に係る通知等	条例第24条（準用） 厚令第23条（準用）
	16	取扱方針	条例第106条 厚令第121条
	17	サービスの提供	条例第107条 厚令第122条
	18	相談及び援助	条例第62条（準用） 厚令第60条（準用）
	19	健康管理	条例第89条（準用） 厚令第87条（準用）
	20	緊急時等の対応	条例第29条（準用） 厚令第28条（準用）
	21	支給決定障害者等に関する市町村への通知	条例第30条（準用） 厚令第29条（準用）

22 管理者の責務	条例第68条 (準用) 厚令第66条 (準用)
23 運営規程	条例第108条 厚令第123条
24 勤務体制の確保等	条例第70条 (準用) 厚令第68条 (準用)
25 定員の遵守	条例第109条 厚令第124条
26 非常災害対策	条例第72条 (準用) 厚令第70条 (準用)
27 衛生管理等	条例第92条 (準用) 厚令第90条 (準用)
28 協力医療機関	条例第93条 (準用) 厚令第91条 (準用)
29 掲示	条例第94条 (準用) 厚令第92条 (準用)
30 身体拘束等の禁止	条例第75条 (準用) 厚令第73条 (準用)
31 地域との連携等	条例第76条 (準用) 厚令第74条 (準用)
32 秘密保持等	条例第37条 (準用) 厚令第36条 (準用)
33 情報の提供等	条例第38条 (準用) 厚令第37条 (準用)
34 利益供与等の禁止	条例第39条 (準用) 厚令第38条 (準用)
35 苦情解決	条例第40条 (準用) 厚令第39条 (準用)
36 事故発生時の対応	条例第41条 (準用) 厚令第40条 (準用)
37 会計の区分	条例第42条 (準用) 厚令第41条 (準用)
38 記録の整備	条例第43条 (準用) 厚令第42条 (準用)

(3-2) 共生型短期入所

申請者要件	<ul style="list-style-type: none"> ・法人であること（病院又は診療所により行われるものを除く） ・指定短期入所生活介護事業者等（指定短期入所生活介護事業者若しくは指定介護予防短期入所生活介護事業者）又は指定小規模多機能型居宅介護事業者等（指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者）であること。 		
人員基準	従業者	<ul style="list-style-type: none"> ・指定短期入所生活介護事業所等 ・指定小規模多機能型居宅介護事業所等 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定短期入所生活介護等の利用者の数を、指定短期入所生活介護等の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上 ・当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を、宿泊サービスの利用者の数と共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの ※管理業務に支障がない場合は、他の職務の兼務可 ※管理者の資格要件は、89ページ参照 	
設備基準	居室	<ul style="list-style-type: none"> ・指定短期入所生活介護事業所等 ・指定小規模多機能型居宅介護事業所等 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定短期入所生活介護等の居室の面積を、指定短期入所生活介護等の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が10.65平方メートル以上 ・指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室以外の宿泊室を設ける場合は、当該宿泊室の面積を宿泊サービスの利用者定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上
	運営基準	基準の項目	指定基準根拠条文 条例:平24条例100 厚令:平18厚令171
	1	内容及び手続の説明及び同意	条例第10条（準用） 厚令第9条（準用）
	2	指定短期入所の開始及び終了	条例第103条（準用） 厚令第118条（準用）
	3	入退所の記録の記載等	条例第104条（準用） 厚令第119条（準用）
	4	提供拒否の禁止	条例第12条（準用） 厚令第11条（準用）
	5	連絡調整に対する協力	条例第13条（準用） 厚令第12条（準用）
	6	サービス提供困難時の対応	条例第14条（準用） 厚令第13条（準用）
	7	受給資格の確認	条例第15条（準用） 厚令第14条（準用）
	8	介護給付費の支給の申請に係る援助	条例第16条（準用） 厚令第15条（準用）
	9	心身の状況等の把握	条例第17条（準用） 厚令第16条（準用）
	10	指定障害福祉サービス事業者等との連携等	条例第18条（準用） 厚令第17条（準用）
	11	サービスの提供の記録	条例第20条（準用） 厚令第19条（準用）
	12	支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	条例第21条（準用） 厚令第20条（準用）
	13	利用者負担額等の受領	条例第105条（準用） 厚令第120条（準用）
	14	利用者負担額に係る管理	条例第23条（準用） 厚令第22条（準用）
	15	介護給付費の額に係る通知等	条例第24条（準用） 厚令第23条（準用）
	16	取扱方針	条例第106条（準用） 厚令第121条（準用）

17 サービスの提供	条例第107条 (準用) 厚令第122条 (準用)
18 相談及び援助	条例第62条 (準用) 厚令第60条 (準用)
19 健康管理	条例第89条 (準用) 厚令第87条 (準用)
20 緊急時等の対応	条例第29条 (準用) 厚令第28条 (準用)
21 支給決定障害者等に関する市町村への通知	条例第30条 (準用) 厚令第29条 (準用)
22 管理者の責務	条例第68条 (準用) 厚令第66条 (準用)
23 運営規程	条例第108条 (準用) 厚令第123条 (準用)
24 勤務体制の確保等	条例第70条 (準用) 厚令第68条 (準用)
25 定員の遵守	条例第71条 (準用) 厚令第69条 (準用)
26 非常災害対策	条例第72条 (準用) 厚令第70条 (準用)
27 衛生管理等	条例第92条 (準用) 厚令第90条 (準用)
28 協力医療機関	条例第93条 (準用) 厚令第91条 (準用)
29 掲示	条例第94条 (準用) 厚令第92条 (準用)
30 身体拘束等の禁止	条例第75条 (準用) 厚令第73条 (準用)
31 地域との連携等	条例第76条 (準用) 厚令第74条 (準用)
32 秘密保持等	条例第37条 (準用) 厚令第36条 (準用)
33 情報の提供等	条例第38条 (準用) 厚令第37条 (準用)
34 利益供与等の禁止	条例第39条 (準用) 厚令第38条 (準用)
35 苦情解決	条例第40条 (準用) 厚令第39条 (準用)
36 事故発生時の対応	条例第41条 (準用) 厚令第40条 (準用)
37 会計の区分	条例第42条 (準用) 厚令第41条 (準用)
38 記録の整備	条例第43条 (準用) 厚令第42条 (準用)

(4) 療養介護

申請者要件	・病院又は診療所を開設する者		
人員基準	・医師	・健康保険法に規定する厚生労働大臣が定める基準以上	
	・看護職員	・療養介護の単位ごとに、常勤換算で利用者数を2で除した数以上	
	・生活支援員	・療養介護の単位ごとに、常勤換算で利用者数を4で除した数以上	
	・サービス管理責任者	・利用者数60人以下：1人以上 ・利用者数61人以上：1人に利用者数が60人を超えて40又はその端数を増す毎に1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤 ※サービス管理責任者の資格要件は89ページ参照	
	・管理者	・医師であること（※管理者の資格要件は、89ページ参照） ・原則として管理業務に従事するもの ※管理業務に支障がない場合は、他の職務の兼務可	
設備基準	・医療法に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室 ・その他運営上必要な設備		
定員	・20人以上		
運営基準	基準の項目	指定基準根拠条文 条例：平24条例100 厚令：平18厚令171	最低基準根拠条文 条例：平24条例102 厚令：平18厚令174
	1 内容及び手続の説明及び同意	条例第10条（準用） 厚令第9条（準用）	
	2 入退所の記録の記載等	条例第54条 厚令第53条	
	3 提供拒否の禁止	条例第12条（準用） 厚令第11条（準用）	
	4 連絡調整に対する協力	条例第13条（準用） 厚令第12条（準用）	
	5 受給資格の確認	条例第15条（準用） 厚令第14条（準用）	
	6 介護給付費の支給の申請に係る援助	条例第16条（準用） 厚令第15条（準用）	
	7 心身の状況等の把握	条例第17条（準用） 厚令第16条（準用）	条例第13条 厚令第13条
	8 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	条例第18条（準用） 厚令第17条（準用）	条例第14条 厚令第14条
	9 サービスの提供の記録	条例第55条 厚令第53条の2	
	10 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	条例第21条（準用） 厚令第20条（準用）	条例第15条 厚令第15条
	11 利用者負担額等の受領	条例第56条 厚令第54条	
	12 利用者負担額に係る管理	条例第57条 厚令第55条	
	13 介護給付費の額に係る通知等	条例第58条 厚令第56条	
	14 取扱方針	条例第59条 厚令第57条	条例第16条 厚令第16条
	15 療養介護計画の作成等	条例第60条 厚令第58条	条例第17条 厚令第17条
	16 サービス管理責任者の責務	条例第61条 厚令第59条	条例第18条 厚令第18条
17 相談及び援助	条例第62条 厚令第60条	条例第19条 厚令第19条	

18 機能訓練	条例第63条 厚令第61条	条例第20条 厚令第20条
19 看護及び医学的管理の下における介護	条例第64条 厚令第62条	条例第21条 厚令第21条
20 その他のサービスの提供	条例第65条 厚令第63条	条例第22条 厚令第21条
21 緊急時等の対応	条例第66条 厚令第64条	条例第23条 厚令第21条
22 支給決定障害者に関する市町村への通知	条例第67条 厚令第65条	
23 管理者の責務	条例第68条 厚令第66条	条例第24条 厚令第24条
24 運営規程	条例第69条 厚令第67条	条例第7・10条 厚令第7・10条
25 勤務体制の確保等	条例第70条 厚令第68条	条例第25条 厚令第25条
26 定員の遵守	条例第71条 厚令第69条	条例第26条 厚令第26条
27 非常災害対策	条例第72条 厚令第70条	条例第8条 厚令第8条
28 衛生管理等	条例第73条 厚令第71条	条例第27条 厚令第27条
29 掲示	条例第74条 厚令第72条	
30 身体拘束等の禁止	条例第75条 厚令第73条	条例第28条 厚令第28条
31 地域との連携等	条例第76条 厚令第74条	条例第31条 厚令第31条
32 秘密保持等	条例第37条(準用) 厚令第36条(準用)	条例第29条 厚令第29条
33 情報の提供等	条例第38条(準用) 厚令第37条(準用)	
34 利益供与等の禁止	条例第39条(準用) 厚令第38条(準用)	
35 苦情解決	条例第40条(準用) 厚令第39条(準用)	条例第30条 厚令第30条
36 事故発生時の対応	条例第41条(準用) 厚令第40条(準用)	条例第32条 厚令第32条
37 記録の整備	条例第77条 厚令第75条	条例第9条 厚令第9条

(5-1) 生活介護

申請者要件	・法人であること		
人員 基準	・医師	・必要数（嘱託医可） ※ただし、看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応可能な場合に限り、配置しない取扱い可	
	・看護職員	・生活介護の単位ごとに1以上	・看護職員・理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算で①から③に掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれ①から③に掲げる数 ①平均障害支援区分4未満 利用者数を6で除した数以上 ②平均障害支援区分4以上5未満 利用者数を5で除した数以上 ③平均障害支援区分5以上 利用者数を3で除した数以上
	・理学療法士又は作業療法士	・利用者に対し機能訓練を行う場合は生活介護の単位ごとに必要数	
	・生活支援員	・生活介護の単位ごとに1以上（1人以上は常勤）	
	・サービス管理責任者	・利用者数60人以下：1人以上 ・利用者数61人以上：1人に利用者数が60人を超えて40又はその端数を増す毎に1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤 ※サービス管理責任者の資格要件は89ページ参照	
・管理者	・原則として管理業務に従事するもの ※管理業務に支障がない場合は、他の職務の兼務可 ※管理者の資格要件は、89ページ参照		
設備 基準	・訓練・作業室	・訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること	
	・相談室	・間仕切り等を設けること	
	・洗面所・便所	・利用者の特性に応じたものであること	
	・多目的室その他運営に必要な設備		
定員	・原則20人以上		
運営 基準	基準の項目	指定基準根拠条文 条例：平24条例100 厚令：平18厚令171	最低基準根拠条文 条例：平24条例102 厚令：平18厚令174
	1 内容及び手続の説明及び同意	条例第10条（準用） 厚令第9条（準用）	
	2 契約支給量の報告等	条例第11条（準用） 厚令第10条（準用）	
	3 提供拒否の禁止	条例第12条（準用） 厚令第11条（準用）	
	4 連絡調整に対する協力	条例第13条（準用） 厚令第12条（準用）	
	5 サービス提供困難時の対応	条例第14条（準用） 厚令第13条（準用）	条例第41条 厚令第41条
	6 受給資格の確認	条例第15条（準用） 厚令第14条（準用）	
	7 介護給付費の支給の申請に係る援助	条例第16条（準用） 厚令第15条（準用）	
	8 心身の状況等の把握	条例第17条（準用） 厚令第16条（準用）	条例第13条（準用） 厚令第13条（準用）
	9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	条例第18条（準用） 厚令第17条（準用）	条例第14条（準用） 厚令第14条（準用）

10	サービスの提供の記録	条例第20条 (準用) 厚令第19条 (準用)	
11	支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	条例第21条 (準用) 厚令第20条 (準用)	条例第15条 (準用) 厚令第15条 (準用)
12	利用者負担額等の受領	条例第84条 厚令第82条	
13	利用者負担額に係る管理	条例第23条 (準用) 厚令第22条 (準用)	
14	介護給付費の額に係る通知等	条例第24条 (準用) 厚令第23条 (準用)	
15	取扱方針	条例第59条 (準用) 厚令第57条 (準用)	条例第16条 (準用) 厚令第16条 (準用)
16	生活介護計画の作成等	条例第60条 (準用) 厚令第58条 (準用)	条例第17条 (準用) 厚令第17条 (準用)
17	サービス管理責任者の責務	条例第61条 (準用) 厚令第59条 (準用)	条例第18条 (準用) 厚令第18条 (準用)
18	相談及び援助	条例第62条 (準用) 厚令第60条 (準用)	条例第19条 (準用) 厚令第19条 (準用)
19	介護	条例第85条 厚令第83条	条例第42条 厚令第42条
20	生産活動	条例第86条 厚令第84条	条例第43条 厚令第43条
21	工賃の支払	条例第87条 厚令第85条	条例第44条 厚令第44条
22	職場への定着のための支援の実施	条例第87条の2 厚令第85条の2	条例第44条の2 厚令第44条の2
23	食事	条例第88条 厚令第86条	条例第45条 厚令第45条
24	健康管理	条例第89条 厚令第87条	条例第46条 厚令第46条
25	緊急時等の対応	条例第29条 (準用) 厚令第28条 (準用)	条例第47条 厚令第47条
26	支給決定障害者に関する市町村への通知	条例第90条 厚令第88条	
27	管理者の責務	条例第68条 (準用) 厚令第66条 (準用)	条例第24条 (準用) 厚令第24条 (準用)
28	運営規程 生活介護の規模 従たる事業所の規模の特例 多機能型の規模の特例	条例第91条 厚令第89条	条例第36条 厚令第36条 条例第37条 厚令第37条 条例第40条 厚令第40条 条例第88条 厚令第89条
29	勤務体制の確保等	条例第70条 (準用) 厚令第68条 (準用)	条例第25条 (準用) 厚令第25条 (準用)
30	定員の遵守	条例第71条 (準用) 厚令第69条 (準用)	条例第26条 (準用) 厚令第26条 (準用)
31	非常災害対策	条例第72条 (準用) 厚令第70条 (準用)	条例第 8条 (準用) 厚令第 8条 (準用)
32	衛生管理等	条例第92条 厚令第90条	条例第48条 厚令第48条
33	協力医療機関	条例第93条 厚令第91条	条例第49条 厚令第49条

34 掲示	条例第94条 厚令第92条	
35 身体拘束等の禁止	条例第75条 (準用) 厚令第73条 (準用)	条例第28条 (準用) 厚令第28条 (準用) 平23法79第2~3条
36 地域との連携等	条例第76条 (準用) 厚令第74条 (準用)	条例第31条 (準用) 厚令第31条 (準用)
37 秘密保持等	条例第37条 (準用) 厚令第36条 (準用)	条例第29条 (準用) 厚令第29条 (準用)
38 情報の提供等	条例第38条 (準用) 厚令第37条 (準用)	
39 利益供与等の禁止	条例第39条 (準用) 厚令第38条 (準用)	
40 苦情解決	条例第40条 (準用) 厚令第39条 (準用)	条例第30条 (準用) 厚令第30条 (準用)
41 事故発生時の対応	条例第41条 (準用) 厚令第40条 (準用)	条例第32条 (準用) 厚令第32条 (準用)
42 会計の区分	条例第42条 (準用) 厚令第41条 (準用)	
43 記録の整備	条例第77条 (準用) 厚令第75条 (準用)	条例第9条 (準用) 厚令第9条 (準用)

(5-2) 共生型生活介護

申請者要件	<ul style="list-style-type: none"> 法人であること 指定児童発達支援事業者等（指定児童発達支援事業者若しくは指定放課後等デイサービス事業者）、指定通所介護事業者等（指定通所介護事業者若しくは指定地域密着型通所介護事業者）又は指定小規模多機能型居宅介護事業者等（指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者）であること。 										
人員基準	従業者	<ul style="list-style-type: none"> 指定児童発達支援事業所等 	<ul style="list-style-type: none"> 指定児童発達支援等を受ける障害児の数を、指定児童発達支援等を受ける障害児の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上 								
		<ul style="list-style-type: none"> 指定通所介護事業所等 	<ul style="list-style-type: none"> 指定通所介護等の利用者の数を、指定通所介護等の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上 								
		<ul style="list-style-type: none"> 指定小規模多機能型居宅介護事業所等 	<ul style="list-style-type: none"> 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を、通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること 								
	<ul style="list-style-type: none"> 管理者 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として管理業務に従事するもの ※管理業務に支障がない場合は、他の職務の兼務可 ※管理者の資格要件は、89ページ参照 									
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> 指定通所介護事業所等 	<ul style="list-style-type: none"> 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上 									
	<ul style="list-style-type: none"> 指定小規模多機能型居宅介護事業所等 	<ul style="list-style-type: none"> 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること 									
定員	<ul style="list-style-type: none"> 指定小規模多機能型居宅介護事業所等 	<ul style="list-style-type: none"> 登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては18人）以下とすること 通いサービスの利用定員を、登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人）までの範囲とすること <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table>		登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人
登録定員	利用定員										
26人又は27人	16人										
28人	17人										
29人	18人										
運営基準	基準の項目		指定基準根拠条文 条例：平24条例100 厚令：平18厚令171								
	1	内容及び手続の説明及び同意	条例第10条（準用） 厚令第9条（準用）								
	2	契約支給量の報告等	条例第11条（準用） 厚令第10条（準用）								
	3	提供拒否の禁止	条例第12条（準用） 厚令第11条（準用）								
	4	連絡調整に対する協力	条例第13条（準用） 厚令第12条（準用）								

5	サービス提供困難時の対応	条例第14条 (準用) 厚令第13条 (準用)
6	受給資格の確認	条例第15条 (準用) 厚令第14条 (準用)
7	介護給付費の支給の申請に係る援助	条例第16条 (準用) 厚令第15条 (準用)
8	心身の状況等の把握	条例第17条 (準用) 厚令第16条 (準用)
9	指定障害福祉サービス事業者等との連携等	条例第18条 (準用) 厚令第17条 (準用)
10	サービスの提供の記録	条例第20条 (準用) 厚令第19条 (準用)
11	支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	条例第21条 (準用) 厚令第20条 (準用)
12	利用者負担額等の受領	条例第84条 (準用) 厚令第82条 (準用)
13	利用者負担額に係る管理	条例第23条 (準用) 厚令第22条 (準用)
14	介護給付費の額に係る通知等	条例第24条 (準用) 厚令第23条 (準用)
15	取扱方針	条例第59条 (準用) 厚令第57条 (準用)
16	生活介護計画の作成等	条例第60条 (準用) 厚令第58条 (準用)
17	サービス管理責任者の責務	条例第61条 (準用) 厚令第59条 (準用)
18	相談及び援助	条例第62条 (準用) 厚令第60条 (準用)
19	介護	条例第85条 (準用) 厚令第83条 (準用)
20	生産活動	条例第86条 (準用) 厚令第84条 (準用)
21	工賃の支払	条例第87条 (準用) 厚令第85条 (準用)
22	職場への定着のための支援の実施	条例第87条の2(準用) 厚令第85条の2(準用)
23	食事	条例第88条 (準用) 厚令第86条 (準用)
24	健康管理	条例第89条 (準用) 厚令第87条 (準用)
25	緊急時等の対応	条例第29条 (準用) 厚令第28条 (準用)
26	支給決定障害者に関する市町村への通知	条例第90条 (準用) 厚令第88条 (準用)
27	管理者の責務	条例第68条 (準用) 厚令第66条 (準用)
28	運営規程	条例第91条 (準用) 厚令第89条 (準用)
29	勤務体制の確保等	条例第70条 (準用) 厚令第68条 (準用)
30	定員の遵守	条例第71条 (準用) 厚令第69条 (準用)
31	非常災害対策	条例第72条 (準用) 厚令第70条 (準用)
32	衛生管理等	条例第92条 (準用)

	厚令第90条 (準用)
33 協力医療機関	条例第93条 (準用) 厚令第91条 (準用)
34 掲示	条例第94条 (準用) 厚令第92条 (準用)
35 身体拘束等の禁止	条例第75条 (準用) 厚令第73条 (準用)
36 地域との連携等	条例第76条 (準用) 厚令第74条 (準用)
37 秘密保持等	条例第37条 (準用) 厚令第36条 (準用)
38 情報の提供等	条例第38条 (準用) 厚令第37条 (準用)
39 利益供与等の禁止	条例第39条 (準用) 厚令第38条 (準用)
40 苦情解決	条例第40条 (準用) 厚令第39条 (準用)
41 事故発生時の対応	条例第41条 (準用) 厚令第40条 (準用)
42 会計の区分	条例第42条 (準用) 厚令第41条 (準用)
43 記録の整備	条例第77条 (準用) 厚令第75条 (準用)

(6) 指定障害者支援施設等

申請者要件	・法人であること（地方公共団体又は社会福祉法人であること）
-------	-------------------------------

○ 人員基準の概要

【生活介護を行う場合】

人員基準	・医師	・必要数（嘱託医可） ※ ただし、看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応可能な場合に限り、配置しない取扱い可	※看護職員・理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算で①から③に掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれ①から③に掲げる数及び④に掲げる数を合計した数以上 ①平均障害支援区分4未満（厚生労働大臣が定める者を除く。②及び③において同じ）利用者数を6で除した数以上 ②平均障害支援区分4以上5未満利用者数を5で除した数以上 ③平均障害支援区分5以上利用者数を3で除した数以上 ④厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数
	・看護職員	・生活介護の単位ごとに1以上	
	・理学療法士又は作業療法士	・生活介護の単位ごとに、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合に、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数	
	・生活支援員	・生活介護の単位ごとに1以上（1人以上は常勤）	
	・サービス管理責任者	・利用者数60人以下：1人以上 ・利用者数61人以上：1人に利用者数が60人を超えて40又はその端数を増す毎に1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤 ※サービス管理責任者の資格要件は89ページ参照	

※理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員としておくことができる。

【自立訓練（機能訓練）を行う場合】

人員基準	・看護職員	・1以上（1人以上は常勤）	※看護職員・理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算で、利用者数を6で除した数以上
	・理学療法士又は作業療法士	・1以上	
	・生活支援員	・1以上（1人以上は常勤）	
	・サービス管理責任者	・利用者数60人以下：1人以上 ・利用者数61人以上：1人に利用者数が60人を超えて40又はその端数を増す毎に1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤 ※サービス管理責任者の資格要件は89ページ参照	
※訪問によるサービス提供の場合は、上記に加えて、訪問によるサービスを提供する生活支援員を1人以上置くこと			

※理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員としておくことができる。

【自立訓練（生活訓練）を行う場合】

人員基準	・生活支援員	・常勤換算で、利用者数を6で除した数以上（1人以上は常勤）
	・サービス管理責任者	・利用者数60人以下：1人以上 ・利用者数61人以上：1人に利用者数が60人を超えて40又はその端数を増す毎に1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤 ※サービス管理責任者の資格要件は89ページ参照
※健康上の管理等の必要がある利用者があるために看護職員を置く場合、生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算で利用者数を6で除した数以上、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ1人以上置くこと		
※訪問によるサービス提供の場合は、上記に加えて、訪問によるサービスを提供する生活支援員を1人以上置くこと		

【就労移行支援を行う場合】

人員 基準	・職業指導員	・1人以上（職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤）
	・生活支援員	・1人以上（職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤）
	※職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算で、利用者数を6で除した数以上	
	・就労支援員	・常勤換算で、利用者数を15で除した数以上（1人以上は常勤）
	・サービス管理責任者	・利用者数60人以下：1人以上 ・利用者数61人以上：1人に利用者数が60人を超えて40又はその端数を増す毎に1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤 ※サービス管理責任者の資格要件は89ページ参照

【認定指定障害者支援施設（※）が就労移行支援を行う場合】

（※）～あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則によるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定障害者支援施設等

人員 基準	・職業指導員	・1人以上（職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤）
	・生活支援員	・1人以上（職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤）
	※職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算で、利用者数を10で除した数以上	
	・サービス管理責任者	・利用者数60人以下：1人以上 ・利用者数61人以上：1人に利用者数が60人を超えて40又はその端数を増す毎に1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤 ※サービス管理責任者の資格要件は89ページ参照

【就労継続支援B型を行う場合】

人員 基準	・職業指導員	・1人以上（職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤）
	・生活支援員	・1人以上（職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤）
	※職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算で、利用者数を10で除した数以上	
	・サービス管理責任者	・利用者数60人以下：1人以上 ・利用者数61人以上：1人に利用者数が60人を超えて40又はその端数を増す毎に1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤 ※サービス管理責任者の資格要件は89ページ参照

【施設入所支援を行う場合】

人員 基準	・生活支援員	・施設入所支援の単位ごとに、 ・利用者の数60人以下：1人以上 ・利用者の数61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ※自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型のみの提供にあつては、宿直勤務を行う生活支援員を1人以上とする。
	・サービス管理責任者	・当該施設において、昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねること。 ※サービス管理責任者の資格要件は89ページ参照

【複数の昼間実施サービスを行う場合】

人員 基準	・各サービスごとに常勤の配置が義務づけられている従業者	・昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合、1人以上は常勤
	・サービス管理責任者	・利用者数60人以下：1人以上 ・利用者数61人以上：1人に利用者数が60人を超えて40又はその端数を増す毎に1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤 ※サービス管理責任者の資格要件は89ページ参照

○ 設備基準・運営基準等の概要

設備基準	・訓練・作業室	専ら当該施設等が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するもので、訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること	
	・居室	<ul style="list-style-type: none"> 居室の定員：4人以下 地階に設けず、利用者1人当たりの床面積：収納設備等を除き9.9平方メートル以上 寝台等、利用者の身の回りの品を保管することができる設備及びブザー等の設備 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下等に直接面して設置 	
	・食堂	食事の提供に支障がない広さを有し、必要な備品を備えること	
	・浴室	利用者の特性に応じたものとする	
	・洗面所、便所	居室のある階ごとに設けて、利用者の特性に応じたものであること	
	・相談室	間仕切り等を設けること	
	・廊下幅	1.5メートル以上（中廊下の幅は1.8メートル以上）	
	※認定指定障害者支援施設等が就労移行支援を行う場合の設備基準は、上記のほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有すること		
定員	<ul style="list-style-type: none"> 施設入所支援 30人以上 昼間実施サービス 20人以上 ※昼間実施サービスを複数実施する場合は、 <ul style="list-style-type: none"> 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援 各6人以上 就労継続支援B型 10人以上 であり、かつ、その合計が20人以上		
運営基準	基準の項目	指定基準根拠条文 条例：平24条例101 厚令：平18厚令172	最低基準根拠条文 条例：平24条例103 厚令：平18厚令177
	1 内容及び手続の説明及び同意	条例第9条 厚令第7条	
	2 契約支給量の報告等	条例第10条 厚令第8条	
	3 提出拒否の禁止	条例第11条 厚令第9条	
	4 連絡調整に対する協力	条例第12条 厚令第10条	
	5 サービス提供困難時の対応	条例第13条 厚令第11条	条例第14条 厚令第13条
	6 受給資格の確認	条例第14条 厚令第12条	
	7 介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助	条例第15条 厚令第13条	
	8 心身の状況等の把握	条例第16条 厚令第14条	条例第15条 厚令第14条
	9 障害福祉サービス事業者等との連携等	条例第17条 厚令第15条	条例第16条 厚令第15条
	10 身分を証する書類の携行	条例第18条 厚令第16条	
	11 サービスの提供の記録	条例第19条 厚令第17条	
	12 利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	条例第20条 厚令第18条	条例第17条 厚令第16条
	13 利用者負担額等の受領	条例第21条 厚令第19条	
	14 利用者負担額に係る管理	条例第22条 厚令第20条	
	15 介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等	条例第23条 厚令第21条	

16	施設障害福祉サービスの取扱方針	条例第24条 厚令第22条	条例第18条 厚令第17条
17	施設障害福祉サービス計画の作成等	条例第25条 厚令第23条	条例第19条 厚令第18条
18	サービス管理責任者の責務	条例第26条 厚令第24条	条例第20条 厚令第19条
19	相談等	条例第27条 厚令第25条	条例第21条 厚令第20条
20	介護	条例第28条 厚令第26条	条例第22条 厚令第21条
21	訓練	条例第29条 厚令第27条	条例第23条 厚令第22条
22	生産活動（生活介護・就労移行支援・就労継続支援B型）	条例第30条 厚令第28条	条例第24条 厚令第23条
23	工賃の支払等（生活介護・就労移行支援・就労継続支援B型）	条例第31条 厚令第29条	条例第25条 厚令第24条
24	実習の実施（就労移行支援・就労継続支援B型）	条例第32条 厚令第30条	条例第26条 厚令第25条
25	求職活動の支援等の実施（就労移行支援・就労継続支援B型）	条例第33条 厚令第31条	条例第27条 厚令第26条
26	職場への定着のための支援の実施（就労移行支援・就労継続支援B型）	条例第34条 厚令第32条	条例第28条 厚令第27条
27	就職状況の報告（就労移行支援）	条例第35条 厚令第33条	条例第29条 厚令第28条
28	食事	条例第36条 厚令第34条	条例第30条 厚令第29条
29	社会生活上の便宜の供与等	条例第37条 厚令第35条	条例第31条 厚令第30条
30	健康管理	条例第38条 厚令第36条	条例第32条 厚令第31条
31	緊急時等の対応	条例第39条 厚令第37条	条例第33条 厚令第32条
32	施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い	条例第40条 厚令第38条	条例第34条 厚令第33条
33	給付金として支払を受けた金銭の管理	条例第41条 厚令第38条の2	条例第35条 厚令第33条の2
34	支給決定障害者に関する市町村への通知	条例第42条 厚令第39条	
35	管理者（施設長）による管理等	条例第43条 厚令第40条	条例第5・11・36条 厚令第5・11・34条
36	運営規程 規模 定員 従たる事業所	条例第44条 厚令第41条	条例第6条 厚令第6条 ----- 条例第9条 厚令第9条 ----- 条例第9条 厚令第9条 ----- 条例第13条 厚令第12条の2
37	勤務体制の確保等	条例第45条 厚令第42条	条例第37条 厚令第35条
38	定員の遵守	条例第46条 厚令第43条	条例第38条 厚令第36条
39	非常災害対策	条例第47条 厚令第44条	条例第7条 厚令第7条
40	業務用・施設用蛍光灯のPCB使用安定器に係る安全対策		道通知 平12地福1045
41	衛生管理等	条例第48条 厚令第45条	条例第39条 厚令第37条
42	協力医療機関等	条例第49条 厚令第46条	条例第40条 厚令第38条

43 掲示	条例第50条 厚令第47条	
44 身体拘束等の禁止	条例第51条 厚令第48条	条例第41条 厚令第39条
45 秘密保持等	条例第52条 厚令第49条	条例第42条 厚令第40条
46 情報の提供等	条例第53条 厚令第50条	
47 利益供与等の禁止	条例第54条 厚令第51条	
48 苦情解決	条例第55条 厚令第52条	条例第43条 厚令第41条
49 地域との連携等	条例第56条 厚令第53条	条例第44条 厚令第42条
50 事故発生時の対応	条例第57条 厚令第54条	条例第45条 厚令第43条
51 会計の区分	条例第58条 厚令第55条	
52 記録の整備	条例第59条 厚令第56条	条例第 8条 厚令第 8条
53 預り金等		道通知 昭52民総172 道通知 昭62民総10469 道通知 昭63民総10020 道通知 平7地福3298 道通知 平17地福613
54 任意団体が入所者の預り金を管理している場合の取扱い状況		
55 福祉サービス第三者評価		道通知平17地福346

(7-1) 自立訓練（機能訓練）

申請者要件	・法人であること		
人員 基準	・看護職員	・1以上（1人以上は常勤）	・看護職員・理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算で、利用者数を6で除した数以上
	・理学療法士又は作業療法士	・1人以上	
	・生活支援員	・1以上（1人以上は常勤）	
	・サービス管理責任者	・利用者数60人以下：1人以上 ・利用者数61人以上：1人に利用者数が60人を超えて40又はその端数を増す毎に1人を加えて得た数以上 ※サービス管理責任者の資格要件は89ページ参照	
	・管理者	・原則として管理業務に従事するもの ※管理業務に支障がない場合は、他の職務の兼務可 ※管理者の資格要件は、89ページ参照	
※訪問によるサービスの提供の場合は、上記に加えて、訪問によるサービスを提供する生活支援員を1人以上置くこと			
設備 基準	・訓練・作業室	・訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること	
	・相談室	・間仕切り等を設けること	
	・洗面所・便所	・利用者の特性に応じたものであること	
	・多目的室その他運営に必要な設備		
定員	・原則20人以上		
運営 基準	基準の項目	指定基準根拠条文 条例：平24条例100 厚令：平18厚令171	最低基準根拠条文 条例：平24条例102 厚令：平18厚令174
	1 内容及び手続の説明及び同意	条例第10条（準用） 厚令第9条（準用）	
	2 契約支給量の報告等	条例第11条（準用） 厚令第10条（準用）	
	3 提供拒否の禁止	条例第12条（準用） 厚令第11条（準用）	
	4 連絡調整に対する協力	条例第13条（準用） 厚令第12条（準用）	
	5 サービス提供困難時の対応	条例第14条（準用） 厚令第13条（準用）	条例第41条（準用） 厚令第41条（準用）
	6 受給資格の確認	条例第15条（準用） 厚令第14条（準用）	
	7 介護給付費の支給の申請に係る援助	条例第16条（準用） 厚令第15条（準用）	
	8 心身の状況等の把握	条例第17条（準用） 厚令第16条（準用）	条例第13条（準用） 厚令第13条（準用）
	9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	条例第18条（準用） 厚令第17条（準用）	条例第14条（準用） 厚令第14条（準用）
	10 身分を証する書類の携行	条例第19条（準用） 厚令第18条（準用）	
	11 サービスの提供の記録	条例第20条（準用） 厚令第19条（準用）	
	12 支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	条例第21条（準用） 厚令第20条（準用）	条例第15条（準用） 厚令第15条（準用）
	13 利用者負担額等の受領	条例第146条 厚令第159条	
	14 利用者負担額に係る管理	条例第23条（準用） 厚令第22条（準用）	
15 訓練等給付費の額に係る通知等	条例第24条（準用） 厚令第23条（準用）		

16	取扱方針	条例第59条（準用） 厚令第57条（準用）	条例第16条（準用） 厚令第16条（準用）
17	自立訓練機能訓練計画の作成等	条例第60条（準用） 厚令第58条（準用）	条例第17条（準用） 厚令第17条（準用）
18	サービス管理責任者の責務	条例第61条（準用） 厚令第59条（準用）	条例第18条（準用） 厚令第18条（準用）
19	相談及び援助	条例第62条（準用） 厚令第60条（準用）	条例第19条（準用） 厚令第19条（準用）
20	訓練	条例第147条 厚令第160条	条例第53条 厚令第53条
21	職場への定着のための支援の実施	条例第87条の2（準用） 厚令第85条の2（準用）	条例第44条の2（準用） 厚令第44条の2（準用）
22	食事	条例第88条（準用） 厚令第86条	条例第45条（準用） 厚令第45条（準用）
23	地域生活への移行のための支援	条例第148条 厚令第161条	条例第54条 厚令第54条
24	健康管理	条例第89条（準用） 厚令第87条（準用）	条例第46条（準用） 厚令第46条（準用）
25	緊急時等の対応	条例第29条（準用） 厚令第28条（準用）	条例第47条（準用） 厚令第47条（準用）
26	支給決定障害者に関する市町村への通知	条例第90条（準用） 厚令第88条（準用）	
27	管理者の責務	条例第68条（準用） 厚令第66条（準用）	条例第24条（準用） 厚令第24条（準用）
28	運営規程 自立訓練（機能訓練）事業所の規模 従たる事業所の規模の特例 多機能型の規模の特例	条例第91条（準用） 厚令第89条（準用）	条例第36条（準用） 厚令第36条（準用） 条例第37条（準用） 厚令第37条（準用） 条例第40条（準用） 厚令第40条（準用） 条例第88条 厚令第89条
29	勤務体制の確保等	条例第70条（準用） 厚令第68条（準用）	条例第25条（準用） 厚令第25条（準用）
30	定員の遵守	条例第71条（準用） 厚令第69条（準用）	条例第26条（準用） 厚令第26条（準用）
31	非常災害対策	条例第72条（準用） 厚令第70条（準用）	条例第8条（準用） 厚令第8条（準用）
32	衛生管理等	条例第92条（準用） 厚令第90条（準用）	条例第48条（準用） 厚令第48条（準用）
33	協力医療機関	条例第93条（準用） 厚令第91条（準用）	条例第49条（準用） 厚令第49条（準用）
34	掲示	条例第94条（準用） 厚令第92条（準用）	
35	身体拘束等の禁止	条例第75条（準用） 厚令第73条（準用）	条例第28条（準用） 厚令第28条（準用） 平23法79第2～3条
36	地域との連携等	条例第76条（準用） 厚令第74条（準用）	条例第31条（準用） 厚令第31条（準用）
37	秘密保持等	条例第37条（準用） 厚令第36条（準用）	条例第29条（準用） 厚令第29条（準用）
38	情報の提供等	条例第38条（準用） 厚令第37条（準用）	

39 利益供与等の禁止	条例第39条 (準用) 厚令第38条 (準用)	
40 苦情解決	条例第40条 (準用) 厚令第39条 (準用)	条例第30条 (準用) 厚令第30条 (準用)
41 事故発生時の対応	条例第41条 (準用) 厚令第40条 (準用)	条例第32条 (準用) 厚令第32条 (準用)
42 会計の区分	条例第42条 (準用) 厚令第41条 (準用)	
43 記録の整備	条例第77条 (準用) 厚令第75条 (準用)	条例第 9条 (準用) 厚令第 9条 (準用)

(7-2) 共生型自立訓練（機能訓練）

申請者要件	<ul style="list-style-type: none"> ・法人であること ・指定通所介護事業者等（指定通所介護事業者若しくは指定地域密着型通所介護事業者）又は指定小規模多機能型居宅介護事業者等（指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者）であること。 									
人員基準	従業者 <ul style="list-style-type: none"> ・指定通所介護事業所等 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定通所介護等の利用者の数を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上 								
	<ul style="list-style-type: none"> ・指定小規模多機能型居宅介護事業所等 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を、通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること 								
	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として管理業務に従事するもの ※管理業務に支障がない場合は、他の職務の兼務可 ※管理者の資格要件は、89ページ参照 								
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・指定通所介護事業所等 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上 								
	<ul style="list-style-type: none"> ・指定小規模多機能型居宅介護事業所等 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること 								
定員	<ul style="list-style-type: none"> ・指定小規模多機能型居宅介護事業所等 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては18人）以下とすること ・通いサービスの利用定員を、登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人）までの範囲とすること <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人
登録定員	利用定員									
26人又は27人	16人									
28人	17人									
29人	18人									
運営基準	基準の項目	指定基準根拠条文 条例：平24条例100 厚令：平18厚令171								
	1 内容及び手続の説明及び同意	条例第10条（準用） 厚令第9条（準用）								
	2 契約支給量の報告等	条例第11条（準用） 厚令第10条（準用）								
	3 提供拒否の禁止	条例第12条（準用） 厚令第11条（準用）								
	4 連絡調整に対する協力	条例第13条（準用） 厚令第12条（準用）								
	5 サービス提供困難時の対応	条例第14条（準用） 厚令第13条（準用）								
	6 受給資格の確認	条例第15条（準用） 厚令第14条（準用）								

7	介護給付費の支給の申請に係る援助	条例第16条 (準用) 厚令第15条 (準用)
8	心身の状況等の把握	条例第17条 (準用) 厚令第16条 (準用)
9	指定障害福祉サービス事業者等との連携等	条例第18条 (準用) 厚令第17条 (準用)
10	身分を証する書類の携行	条例第19条 (準用) 厚令第18条 (準用)
11	サービスの提供の記録	条例第20条 (準用) 厚令第19条 (準用)
12	支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	条例第21条 (準用) 厚令第20条 (準用)
13	利用者負担額等の受領	条例第146条 (準用) 厚令第159条 (準用)
14	利用者負担額に係る管理	条例第23条 (準用) 厚令第22条 (準用)
15	訓練等給付費の額に係る通知等	条例第24条 (準用) 厚令第23条 (準用)
16	取扱方針	条例第59条 (準用) 厚令第57条 (準用)
17	自立訓練機能訓練計画の作成等	条例第60条 (準用) 厚令第58条 (準用)
18	サービス管理責任者の責務	条例第61条 (準用) 厚令第59条 (準用)
19	相談及び援助	条例第62条 (準用) 厚令第60条 (準用)
20	訓練	条例第147条 (準用) 厚令第160条 (準用)
21	職場への定着のための支援の実施	条例第87条の2 (準用) 厚令第85条の2 (準用)
22	食事	条例第88条 (準用) 厚令第86条 (準用)
23	地域生活への移行のための支援	条例第148条 (準用) 厚令第161条 (準用)
24	健康管理	条例第89条 (準用) 厚令第87条 (準用)
25	緊急時等の対応	条例第29条 (準用) 厚令第28条 (準用)
26	支給決定障害者に関する市町村への通知	条例第90条 (準用) 厚令第88条 (準用)
27	管理者の責務	条例第68条 (準用) 厚令第66条 (準用)
28	運営規程	条例第91条 (準用) 厚令第89条 (準用)
29	勤務体制の確保等	条例第70条 (準用) 厚令第68条 (準用)
30	定員の遵守	条例第71条 (準用) 厚令第69条 (準用)
31	非常災害対策	条例第72条 (準用) 厚令第70条 (準用)
32	衛生管理等	条例第92条 (準用) 厚令第90条 (準用)
33	協力医療機関	条例第93条 (準用) 厚令第91条 (準用)

34 掲示	条例第94条 (準用) 厚令第92条 (準用)
35 身体拘束等の禁止	条例第75条 (準用) 厚令第73条 (準用)
36 地域との連携等	条例第76条 (準用) 厚令第74条 (準用)
37 秘密保持等	条例第37条 (準用) 厚令第36条 (準用)
38 情報の提供等	条例第38条 (準用) 厚令第37条 (準用)
39 利益供与等の禁止	条例第39条 (準用) 厚令第38条 (準用)
40 苦情解決	条例第40条 (準用) 厚令第39条 (準用)
41 事故発生時の対応	条例第41条 (準用) 厚令第40条 (準用)
42 会計の区分	条例第42条 (準用) 厚令第41条 (準用)
43 記録の整備	条例第77条 (準用) 厚令第75条 (準用)

(8 - 1) 自立訓練 (生活訓練)

申請者要件	・法人であること		
人員 基準	・生活支援員	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算で、①に掲げる利用者数を6で除した数と②に掲げる利用者数を10で除した数の合計数以上（1人以上は常勤） ① ②に掲げる利用者以外の利用者 ② 指定宿泊型自立訓練の利用者 	
	・地域移行支援員	・指定宿泊型自立訓練を行う場合に1人以上	
	・サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数60人以下：1人以上 ・利用者数61人以上：1人に利用者数が60人を超えて40又はその端数を増す毎に1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤 ※サービス管理責任者の資格要件は89ページ参照 	
	・管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として管理業務に従事するもの ※管理業務に支障がない場合は、他の職務の兼務可 ※管理者の資格要件は、89ページ参照 	
※訪問によるサービスの提供の場合は、上記に加えて、訪問によるサービスを提供する生活支援員を1人以上置くこと			
設備 基準	・訓練・作業室	・訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること	
	・相談室	・間仕切り等を設けること	
	・洗面所・便所	・利用者の特性に応じたものであること	
	<ul style="list-style-type: none"> ・指定宿泊型自立訓練を行う事業所にあつては、上記の設備のほか、次の基準による居室及び浴室を設けること（指定宿泊型自立訓練のみを行う事業所の場合は、訓練・作業室を設けないことができる） ・居室：居室の定員1人、居室の面積が収納設備等を除き、7.43平方メートル以上 ・浴室：利用者の特性に応じたものであること 		
定員	・原則20人以上		
運営 基準	基準の項目	指定基準根拠条文 条例：平24条例100 厚令：平18厚令171	最低基準根拠条文 条例：平24条例102 厚令：平18厚令174
	1 内容及び手続の説明及び同意	条例第10条（準用） 厚令第9条（準用）	
	2 契約支給量の報告等	条例第11条（準用） 厚令第10条（準用）	
	3 提供拒否の禁止	条例第12条（準用） 厚令第11条（準用）	
	4 連絡調整に対する協力	条例第13条（準用） 厚令第12条（準用）	
	5 サービス提供困難時の対応	条例第14条（準用） 厚令第13条（準用）	条例第41条（準用） 厚令第41条（準用）
	6 受給資格の確認	条例第15条（準用） 厚令第14条（準用）	
	7 介護給付費の支給の申請に係る援助	条例第16条（準用） 厚令第15条（準用）	
	8 心身の状況等の把握	条例第17条（準用） 厚令第16条（準用）	条例第13条（準用） 厚令第13条（準用）
	9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	条例第18条（準用） 厚令第17条（準用）	条例第14条（準用） 厚令第14条（準用）
	10 身分を証する書類の携行	条例第19条（準用） 厚令第18条（準用）	
	11 サービスの提供の記録	条例第156条 厚令第169条の2	

12	支給決定障害者等に求めることのできる 金銭の支払の範囲等	条例第21条（準用） 厚令第20条（準用）	条例第15条（準用） 厚令第15条（準用）
13	利用者負担額等の受領	条例第157条 厚令第170条	
14	利用者負担額に係る管理	条例第157条の2 厚令第170条の2	
15	訓練等給付費の額に係る通知等	条例第24条（準用） 厚令第23条（準用）	
16	取扱方針	条例第59条（準用） 厚令第57条（準用）	条例第16条（準用） 厚令第16条（準用）
17	自立訓練生活訓練計画の作成等	条例第60条（準用） 厚令第58条（準用）	条例第17条（準用） 厚令第17条（準用）
18	サービス管理責任者の責務	条例第61条（準用） 厚令第59条（準用）	条例第18条（準用） 厚令第18条（準用）
19	相談及び援助	条例第62条（準用） 厚令第60条（準用）	条例第19条（準用） 厚令第19条（準用）
20	訓練	条例第147条 厚令第160条	条例第53条（準用） 厚令第53条（準用）
21	職場への定着のための支援の実施	条例第87条の2（準用） 厚令第85条の2（準用）	条例第44条の2（準用） 厚令第44条の2（準用）
22	食事	条例第88条（準用） 厚令第86条	条例第45条（準用） 厚令第45条（準用）
23	地域生活への移行のための支援	条例第148条 厚令第161条	条例第54条（準用） 厚令第54条（準用）
24	健康管理	条例第89条（準用） 厚令第87条（準用）	条例第46条（準用） 厚令第46条（準用）
25	緊急時等の対応	条例第29条（準用） 厚令第28条（準用）	条例第47条（準用） 厚令第47条（準用）
26	支給決定障害者に関する市町村への通知	条例第90条（準用） 厚令第88条（準用）	
27	管理者の責務	条例第68条（準用） 厚令第66条（準用）	条例第24条（準用） 厚令第24条（準用）
28	運営規程 自立訓練（生活訓練）事業所の規模 従たる事業所の規模の特例 多機能型の規模の特例	条例第91条（準用） 厚令第89条（準用）	条例第36条（準用） 厚令第36条（準用） 条例第37条（準用） 厚令第37条（準用） 条例第40条（準用） 厚令第40条（準用） 条例第88条 厚令第89条
29	勤務体制の確保等	条例第70条（準用） 厚令第68条（準用）	条例第25条（準用） 厚令第25条（準用）
30	定員の遵守	条例第71条（準用） 厚令第69条（準用）	条例第26条（準用） 厚令第26条（準用）
31	非常災害対策	条例第72条（準用） 厚令第70条（準用）	条例第8条（準用） 厚令第8条（準用）
32	衛生管理等	条例第92条（準用） 厚令第90条（準用）	条例第48条（準用） 厚令第48条（準用）
33	協力医療機関	条例第93条（準用） 厚令第91条（準用）	条例第49条（準用） 厚令第49条（準用）
34	掲示	条例第94条（準用） 厚令第92条（準用）	
35	身体拘束等の禁止	条例第75条（準用） 厚令第73条（準用）	条例第28条（準用） 厚令第28条（準用）

36 地域との連携等	条例第76条 (準用) 厚令第74条 (準用)	条例第31条 (準用) 厚令第31条 (準用)
37 秘密保持等	条例第37条 (準用) 厚令第36条 (準用)	条例第29条 (準用) 厚令第29条 (準用)
38 情報の提供等	条例第38条 (準用) 厚令第37条 (準用)	
39 利益供与等の禁止	条例第39条 (準用) 厚令第38条 (準用)	
40 苦情解決	条例第40条 (準用) 厚令第39条 (準用)	条例第30条 (準用) 厚令第30条 (準用)
41 事故発生時の対応	条例第41条 (準用) 厚令第40条 (準用)	条例第32条 (準用) 厚令第32条 (準用)
42 会計の区分	条例第42条 (準用) 厚令第41条 (準用)	
44 記録の整備	条例第158条 厚令第170条の3	条例第9条 (準用) 厚令第9条 (準用)

(8-2) 共生型自立訓練（生活訓練）

申請者要件	<ul style="list-style-type: none"> ・法人であること ・指定通所介護事業者等（指定通所介護事業者若しくは指定地域密着型通所介護事業者）又は指定小規模多機能型居宅介護事業者等（指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者）であること。 									
人員基準	従業者 <ul style="list-style-type: none"> ・指定通所介護事業所等 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定通所介護等の利用者の数を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（生活・訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上 								
	<ul style="list-style-type: none"> ・指定小規模多機能型居宅介護事業所等 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を、通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること 								
	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として管理業務に従事するもの ※管理業務に支障がない場合は、他の職務の兼務可 ※管理者の資格要件は、89ページ参照 								
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・指定通所介護事業所等 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上 								
	<ul style="list-style-type: none"> ・指定小規模多機能型居宅介護事業所等 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること 								
定員	<ul style="list-style-type: none"> ・指定小規模多機能型居宅介護事業所等 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては18人）以下とすること ・通いサービスの利用定員を、登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては12人）までの範囲とすること <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人
登録定員	利用定員									
26人又は27人	16人									
28人	17人									
29人	18人									
運営基準	基準の項目	指定基準根拠条文 条例：平24条例100 厚令：平18厚令171								
	1 内容及び手続の説明及び同意	条例第10条（準用） 厚令第9条（準用）								
	2 契約支給量の報告等	条例第11条（準用） 厚令第10条（準用）								
	3 提供拒否の禁止	条例第12条（準用） 厚令第11条（準用）								
	4 連絡調整に対する協力	条例第13条（準用） 厚令第12条（準用）								
	5 サービス提供困難時の対応	条例第14条（準用） 厚令第13条（準用）								
	6 受給資格の確認	条例第15条（準用） 厚令第14条（準用）								

7	介護給付費の支給の申請に係る援助	条例第16条（準用） 厚令第15条（準用）
8	心身の状況等の把握	条例第17条（準用） 厚令第16条（準用）
9	指定障害福祉サービス事業者等との連携等	条例第18条（準用） 厚令第17条（準用）
10	身分を証する書類の携行	条例第19条（準用） 厚令第18条（準用）
11	サービスの提供の記録	条例第156条（準用） 厚令第169条の2（準用）
12	支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	条例第21条（準用） 厚令第20条（準用）
13	利用者負担額等の受領	条例第157条（準用） 厚令第170条（準用）
14	利用者負担額に係る管理	条例第157条の2（準用） 厚令第170条の2（準用）
15	訓練等給付費の額に係る通知等	条例第24条（準用） 厚令第23条（準用）
16	取扱方針	条例第59条（準用） 厚令第57条（準用）
17	自立訓練生活訓練計画の作成等	条例第60条（準用） 厚令第58条（準用）
18	サービス管理責任者の責務	条例第61条（準用） 厚令第59条（準用）
19	相談及び援助	条例第62条（準用） 厚令第60条（準用）
20	訓練	条例第147条（準用） 厚令第160条（準用）
21	職場への定着のための支援の実施	条例第87条の2（準用） 厚令第85条の2（準用）
22	食事	条例第88条（準用） 厚令第86条（準用）
23	地域生活への移行のための支援	条例第148条（準用） 厚令第161条（準用）
24	健康管理	条例第89条（準用） 厚令第87条（準用）
25	緊急時等の対応	条例第29条（準用） 厚令第28条（準用）
26	支給決定障害者に関する市町村への通知	条例第90条（準用） 厚令第88条（準用）
27	管理者の責務	条例第68条（準用） 厚令第66条（準用）
28	運営規程	条例第91条（準用） 厚令第89条（準用）
29	勤務体制の確保等	条例第70条（準用） 厚令第68条（準用）
30	定員の遵守	条例第71条（準用） 厚令第69条（準用）
31	非常災害対策	条例第72条（準用） 厚令第70条（準用）
32	衛生管理等	条例第92条（準用） 厚令第90条（準用）
33	協力医療機関	条例第93条（準用） 厚令第91条（準用）
34	掲示	条例第94条（準用） 厚令第92条（準用）

35 身体拘束等の禁止	条例第75条 (準用) 厚令第73条 (準用)
36 地域との連携等	条例第76条 (準用) 厚令第74条 (準用)
37 秘密保持等	条例第37条 (準用) 厚令第36条 (準用)
38 情報の提供等	条例第38条 (準用) 厚令第37条 (準用)
39 利益供与等の禁止	条例第39条 (準用) 厚令第38条 (準用)
40 苦情解決	条例第40条 (準用) 厚令第39条 (準用)
41 事故発生時の対応	条例第41条 (準用) 厚令第40条 (準用)
42 会計の区分	条例第42条 (準用) 厚令第41条 (準用)
43 記録の整備	条例第158条 (準用) 厚令第170条の3(準用)

(9) 就労移行支援

申請者要件	・法人であること		
人員 基準	・職業指導員及び生活支援員	<ul style="list-style-type: none"> ・総数：常勤換算で、利用者数を6で除した数以上 ・職業指導員の数：1人以上 ・生活支援員の数：1人以上 ※1人以上は常勤 	
	・就労支援員	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算で、利用者数を15で除した数以上 ※1人以上は常勤 	
	・サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数60人以下：1人以上 ・利用者数61人以上：1人に利用者数が60人を超えて40又はその端数を増す毎に1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤 ※サービス管理責任者の資格要件は89ページ参照 	
	・管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として管理業務に従事するもの ※管理業務に支障がない場合は、他の職務の兼務可 ※管理者の資格要件は、89ページ参照 	
設備 基準	・訓練・作業室	・訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること	
	・相談室	・間仕切り等を設けること	
	・洗面所・便所	・利用者の特性に応じたものであること	
	・多目的室その他運営に必要な設備		
定員	・原則20人以上		
運営 基準	基準の項目	指定基準根拠条文 条例：平24条例100 厚令：平18厚令171	最低基準根拠条文 条例：平24条例102 厚令：平18厚令174
	1 内容及び手続の説明及び同意	条例第10条（準用） 厚令第9条（準用）	
	2 契約支給量の報告等	条例第11条（準用） 厚令第10条（準用）	
	3 提供拒否の禁止	条例第12条（準用） 厚令第11条（準用）	
	4 連絡調整に対する協力	条例第13条（準用） 厚令第12条（準用）	
	5 サービス提供困難時の対応	条例第14条（準用） 厚令第13条（準用）	条例第41条（準用） 厚令第41条（準用）
	6 受給資格の確認	条例第15条（準用） 厚令第14条（準用）	
	7 訓練等給付費の支給の申請に係る援助	条例第16条（準用） 厚令第15条（準用）	
	8 心身の状況等の把握	条例第17条（準用） 厚令第16条（準用）	条例第13条（準用） 厚令第13条（準用）
	9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	条例第18条（準用） 厚令第17条（準用）	条例第14条（準用） 厚令第14条（準用）
	10 サービスの提供の記録	条例第20条（準用） 厚令第19条（準用）	
	11 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	条例第21条（準用） 厚令第20条（準用）	条例第15条（準用） 厚令第15条（準用）
	12 利用者負担額等の受領	条例第146条（準用） 厚令第159条（準用）	
	13 利用者負担額に係る管理	条例第23・131条（準用） 厚令第22・144条（準用） 平18厚告553の一 平22厚告177の二	

14	訓練等給付費の額に係る通知等	条例第24条 (準用) 厚令第23条 (準用)	
15	取扱方針	条例第59条 (準用) 厚令第57条 (準用)	条例第16条 (準用) 厚令第16条 (準用)
16	就労移行支援計画の作成等	条例第60条 (準用) 厚令第58条 (準用)	条例第17条 (準用) 厚令第17条 (準用)
17	サービス管理責任者の責務	条例第61条 (準用) 厚令第59条 (準用)	条例第18条 (準用) 厚令第18条 (準用)
18	相談及び援助	条例第62条 (準用) 厚令第60条 (準用)	条例第19条 (準用) 厚令第19条 (準用)
19	訓練	条例第147条 (準用) 厚令第160条 (準用)	条例第53条 (準用) 厚令第53条 (準用)
20	生産活動	条例第86条 (準用) 厚令第84条 (準用)	条例第43条 (準用) 厚令第43条 (準用)
21	工賃の支払	条例第87条 (準用) 厚令第85条 (準用)	条例第44条 (準用) 厚令第44条 (準用)
22	通勤のための訓練の実施	条例第167条の2 厚令第179条の2	条例第64条の2 厚令第65条の2
23	実習の実施	条例第168条 厚令第180条	条例第65条 厚令第66条
24	求職活動の支援等の実施	条例第169条 厚令第181条	条例第66条 厚令第67条
25	職場への定着のための支援の実施	条例第170条 厚令第182条	条例第67条 厚令第68条
26	就職状況の報告	条例第171条 厚令第183条	条例第68条 厚令第69条
27	食事	条例第88条 (準用) 厚令第86条 (準用)	条例第45条 (準用) 厚令第45条 (準用)
28	健康管理	条例第89条 (準用) 厚令第87条 (準用)	条例第46条 (準用) 厚令第46条 (準用)
29	緊急時等の対応	条例第29条 (準用) 厚令第28条 (準用)	条例第47条 (準用) 厚令第47条 (準用)
30	支給決定障害者に関する市町村への通知	条例第90条 (準用) 厚令第88条 (準用)	
31	管理者の責務	条例第68条 (準用) 厚令第66条 (準用)	条例第24条 (準用) 厚令第24条 (準用)
32	運営規程 就労移行支援事業所の規模 従たる事業所の規模の特例 多機能型の規模の特例	条例第91条 (準用) 厚令第89条 (準用)	条例第36条 (準用) 厚令第36条 (準用) 条例第37条 (準用) 厚令第37条 (準用) 条例第40条 (準用) 厚令第40条 (準用) 条例第88条 厚令第89条
33	勤務体制の確保等	条例第70条 (準用) 厚令第68条 (準用)	条例第25条 (準用) 厚令第25条 (準用)
34	定員の遵守	条例第71条 (準用) 厚令第69条 (準用)	条例第26条 (準用) 厚令第26条 (準用)
35	非常災害対策	条例第72条 (準用) 厚令第70条 (準用)	条例第 8条 (準用) 厚令第 8条 (準用)
36	衛生管理等	条例第92条 (準用) 厚令第90条 (準用)	条例第48条 (準用) 厚令第48条 (準用)
37	協力医療機関	条例第93条 (準用) 厚令第91条 (準用)	条例第49条 (準用) 厚令第49条 (準用)

38 掲示	条例第94条 (準用) 厚令第92条 (準用)	
39 身体拘束等の禁止	条例第75条 (準用) 厚令第73条 (準用)	
40 地域との連携等	条例第76条 (準用) 厚令第74条 (準用)	条例第31条 (準用) 厚令第31条 (準用)
41 秘密保持等	条例第37条 (準用) 厚令第36条 (準用)	条例第29条 (準用) 厚令第29条 (準用)
42 情報の提供等	条例第38条 (準用) 厚令第37条 (準用)	
43 利益供与等の禁止	条例第39条 (準用) 厚令第38条 (準用)	
44 苦情解決	条例第40条 (準用) 厚令第39条 (準用)	条例第30条 (準用) 厚令第30条 (準用)
45 事故発生時の対応	条例第41条 (準用) 厚令第40条 (準用)	条例第32条 (準用) 厚令第32条 (準用)
46 会計の区分	条例第42条 (準用) 厚令第41条 (準用)	
47 記録の整備	条例第77条 (準用) 厚令第75条 (準用)	条例第 9条 (準用) 厚令第 9条 (準用)

○ 認定就労移行支援事業所 (※) の場合

(※) ～あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則によるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所

申請要件	・法人であること		
人員基準	・職業指導員及び生活支援員	<ul style="list-style-type: none"> ・総数：常勤換算で、利用者数を10で除した数以上 ・職業指導員の数：1人以上 ・生活支援員の数：1人以上 ※1人以上は常勤 	
	・サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数60人以下：1人以上 ・利用者数61人以上：1人に利用者数が60人を超えて40又はその端数を増す毎に1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤 ※サービス管理責任者の資格要件は89ページ参照 	
	・管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として管理業務に従事するもの ※管理業務に支障がない場合は、他の職務の兼務可 ※管理者の資格要件は、89ページ参照 	
設備基準	・あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設として必要とされる設備を有すること。		
定員	・原則20人以上		
運営基準	基準の項目	指定基準根拠条文 条例：平24条例100 厚令：平18厚令171	最低基準根拠条文 条例：平24条例102 厚令：平18厚令174
	1 内容及び手続の説明及び同意	条例第10条 (準用) 厚令第 9条 (準用)	
	2 契約支給量の報告等	条例第11条 (準用) 厚令第10条 (準用)	
	3 提供拒否の禁止	条例第12条 (準用) 厚令第11条 (準用)	

4	連絡調整に対する協力	条例第13条 (準用) 厚令第12条 (準用)	
5	サービス提供困難時の対応	条例第14条 (準用) 厚令第13条 (準用)	条例第41条 (準用) 厚令第41条 (準用)
6	受給資格の確認	条例第15条 (準用) 厚令第14条 (準用)	
7	訓練等給付費の支給の申請に係る援助	条例第16条 (準用) 厚令第15条 (準用)	
8	心身の状況等の把握	条例第17条 (準用) 厚令第16条 (準用)	条例第13条 (準用) 厚令第13条 (準用)
9	指定障害福祉サービス事業者等との連携等	条例第18条 (準用) 厚令第17条 (準用)	条例第14条 (準用) 厚令第14条 (準用)
10	サービスの提供の記録	条例第20条 (準用) 厚令第19条 (準用)	
11	支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	条例第21条 (準用) 厚令第20条 (準用)	条例第15条 (準用) 厚令第15条 (準用)
12	利用者負担額等の受領	条例第146条 (準用) 厚令第159条 (準用)	
13	利用者負担額に係る管理	条例第23・131条 (準用) 厚令第22・144条 (準用) 平18厚告553の一 平22厚告177の二	
14	訓練等給付費の額に係る通知等	条例第24条 (準用) 厚令第23条 (準用)	
15	取扱方針	条例第59条 (準用) 厚令第57条 (準用)	条例第16条 (準用) 厚令第16条 (準用)
16	就労移行支援計画の作成等	条例第60条 (準用) 厚令第58条 (準用)	条例第17条 (準用) 厚令第17条 (準用)
17	サービス管理責任者の責務	条例第61条 (準用) 厚令第59条 (準用)	条例第18条 (準用) 厚令第18条 (準用)
18	相談及び援助	条例第62条 (準用) 厚令第60条 (準用)	条例第19条 (準用) 厚令第19条 (準用)
19	訓練	条例第147条 (準用) 厚令第160条 (準用)	条例第53条 (準用) 厚令第53条 (準用)
20	生産活動	条例第86条 (準用) 厚令第84条 (準用)	条例第43条 (準用) 厚令第43条 (準用)
21	工賃の支払	条例第87条 (準用) 厚令第85条 (準用)	条例第44条 (準用) 厚令第44条 (準用)
22	通勤のための訓練の実施	条例第167条の2 厚令第179条の2	条例第64条の2 厚令第65条の2
23	実習の実施	条例第168条 厚令第180条	条例第65条 厚令第66条
24	求職活動の支援等の実施	条例第169条 厚令第181条	条例第66条 厚令第67条
25	職場への定着のための支援の実施	条例第170条 厚令第182条	条例第67条 厚令第68条
26	就職状況の報告	条例第171条 厚令第183条	条例第68条 厚令第69条
27	食事	条例第88条 (準用) 厚令第86条 (準用)	条例第45条 (準用) 厚令第45条 (準用)
28	健康管理	条例第89条 (準用) 厚令第87条 (準用)	条例第46条 (準用) 厚令第46条 (準用)
29	緊急時等の対応	条例第29条 (準用) 厚令第28条 (準用)	条例第47条 (準用) 厚令第47条 (準用)

30	支給決定障害者に関する市町村への通知	条例第90条 (準用) 厚令第88条 (準用)	
31	管理者の責務	条例第68条 (準用) 厚令第66条 (準用)	条例第24条 (準用) 厚令第24条 (準用)
32	運営規程 就労移行支援事業所の規模 従たる事業所の規模の特例 多機能型の規模の特例	条例第91条 (準用) 厚令第89条 (準用)	条例第36条 (準用) 厚令第36条 (準用) 条例第37条 (準用) 厚令第37条 (準用) 条例第40条 (準用) 厚令第40条 (準用) 条例第88条 厚令第89条
33	勤務体制の確保等	条例第70条 (準用) 厚令第68条 (準用)	条例第25条 (準用) 厚令第25条 (準用)
34	定員の遵守	条例第71条 (準用) 厚令第69条 (準用)	条例第26条 (準用) 厚令第26条 (準用)
35	非常災害対策	条例第72条 (準用) 厚令第70条 (準用)	条例第 8条 (準用) 厚令第 8条 (準用)
36	衛生管理等	条例第92条 (準用) 厚令第90条 (準用)	条例第48条 (準用) 厚令第48条 (準用)
37	協力医療機関	条例第93条 (準用) 厚令第91条 (準用)	条例第49条 (準用) 厚令第49条 (準用)
38	掲示	条例第94条 (準用) 厚令第92条 (準用)	
39	身体拘束等の禁止	条例第75条 (準用) 厚令第73条 (準用)	
40	地域との連携等	条例第76条 (準用) 厚令第74条 (準用)	条例第31条 (準用) 厚令第31条 (準用)
41	秘密保持等	条例第37条 (準用) 厚令第36条 (準用)	条例第29条 (準用) 厚令第29条 (準用)
42	情報の提供等	条例第38条 (準用) 厚令第37条 (準用)	
43	利益供与等の禁止	条例第39条 (準用) 厚令第38条 (準用)	
44	苦情解決	条例第40条 (準用) 厚令第39条 (準用)	条例第30条 (準用) 厚令第30条 (準用)
45	事故発生時の対応	条例第41条 (準用) 厚令第40条 (準用)	条例第32条 (準用) 厚令第32条 (準用)
46	会計の区分	条例第42条 (準用) 厚令第41条 (準用)	
47	記録の整備	条例第77条 (準用) 厚令第75条 (準用)	条例第 9条 (準用) 厚令第 9条 (準用)

(10) 就労継続支援A型

申請者要件	・専ら社会福祉事業を行う法人であること		
人員 基準	・職業指導員及び生活支援員	・総数：常勤換算で、利用者数を10で除した数以上 ・職業指導員の数：1人以上 ・生活支援員の数：1人以上 ※いずれか1人以上は常勤	
	・サービス管理責任者	・利用者数60人以下：1人以上 ・利用者数61人以上：1人に利用者数が60人を超えて40又はその端数を増す毎に1人を加えて得た数以上 ※いずれも1人以上は常勤 ※サービス管理責任者の資格要件は89ページ参照	
	・管理者	・原則として管理業務に従事するもの ※管理業務に支障がない場合は、他の職務の兼務可 ※管理者の資格要件は、89ページ参照	
設備 基準	・訓練・作業室	・訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること	
	・相談室	・間仕切り等を設けること	
	・洗面所・便所	・利用者の特性に応じたものであること	
	・多目的室その他運営に必要な設備		
定員	・10人以上		
運営 基準	基準の項目	指定基準根拠条文 条例：平24条例100 厚令：平18厚令171	最低基準根拠条文 条例：平24条例102 厚令：平18厚令174
	1 実施主体	条例第177条 厚令第189条	条例第76条 厚令第77条
	2 内容及び手続の説明及び同意	条例第10条（準用） 厚令第9条（準用）	
	3 契約支給量の報告等	条例第11条（準用） 厚令第10条（準用）	
	4 提供拒否の禁止	条例第12条（準用） 厚令第11条（準用）	
	5 連絡調整に対する協力	条例第13条（準用） 厚令第12条（準用）	
	6 サービス提供困難時の対応	条例第14条（準用） 厚令第13条（準用）	条例第41条（準用） 厚令第41条（準用）
	7 受給資格の確認	条例第15条（準用） 厚令第14条（準用）	
	8 訓練等給付費の支給の申請に係る援助	条例第16条（準用） 厚令第15条（準用）	
	9 心身の状況等の把握	条例第17条（準用） 厚令第16条（準用）	条例第13条（準用） 厚令第13条（準用）
	10 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	条例第18条（準用） 厚令第17条（準用）	条例第14条（準用） 厚令第14条（準用）
	11 サービスの提供の記録	条例第20条（準用） 厚令第19条（準用）	
	12 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	条例第21条（準用） 厚令第20条（準用）	条例第15条（準用） 厚令第15条（準用）
	13 利用者負担額等の受領	条例第146条（準用） 厚令第159条（準用）	
	14 利用者負担額に係る管理	条例第23条（準用） 厚令第22条（準用）	
	15 訓練等給付費の額に係る通知等	条例第24条（準用） 厚令第23条（準用）	
	16 取扱方針	条例第59条（準用） 厚令第57条（準用）	条例第16条（準用） 厚令第16条（準用）

17 就労継続支援A型計画の作成等	条例第60条 (準用) 厚令第58条 (準用)	条例第17条 (準用) 厚令第17条 (準用)
18 サービス管理責任者の責務	条例第61条 (準用) 厚令第59条 (準用)	条例第18条 (準用) 厚令第18条 (準用)
19 相談及び援助	条例第62条 (準用) 厚令第60条 (準用)	条例第19条 (準用) 厚令第19条 (準用)
20 訓練	条例第147条 (準用) 厚令第160条 (準用)	条例第53条 (準用) 厚令第53条 (準用)
21 雇用契約の締結等	条例第178条 厚令第190条	条例第77条 厚令第78条
22 就労	条例第179条 厚令第191条	条例第78条 厚令第79条
23 賃金及び工賃	条例第180条 厚令第192条	条例第79条 厚令第80条
24 実習の実施	条例第181条 厚令第193条	条例第80条 厚令第81条
25 求職活動の支援等の実施	条例第182条 厚令第194条	条例第81条 厚令第82条
26 職場への定着のための支援等の実施	条例第183条 厚令第195条	条例第82条 厚令第83条
27 利用者及び従業者以外の者の雇用	条例第184条 厚令第196条	条例第83条 厚令第84条
28 食事	条例第88条 (準用) 厚令第86条 (準用)	条例第45条 (準用) 厚令第45条 (準用)
29 健康管理	条例第89条 (準用) 厚令第87条 (準用)	条例第46条 (準用) 厚令第46条 (準用)
30 緊急時等の対応	条例第29条 (準用) 厚令第28条 (準用)	条例第47条 (準用) 厚令第47条 (準用)
31 支給決定障害者に関する市町村への通知	条例第90条 (準用) 厚令第88条 (準用)	
32 管理者の責務	条例第68条 (準用) 厚令第66条 (準用)	条例第24条 (準用) 厚令第24条 (準用)
33 運営規程 就労継続支援A型事業所の規模 従たる事業所の規模の特例 多機能型の規模の特例	条例第184条の2 厚令第196条の2	条例第71条の2 厚令第72条の2 ----- 条例第72条 厚令第73条 ----- 条例第75条 厚令第76条 ----- 条例第88条 厚令第89条
34 勤務体制の確保等	条例第70条 (準用) 厚令第68条 (準用)	条例第25条 (準用) 厚令第25条 (準用)
35 定員の遵守	条例第71条 (準用) 厚令第69条 (準用)	条例第26条 (準用) 厚令第26条 (準用)
36 非常災害対策	条例第72条 (準用) 厚令第70条 (準用)	条例第 8条 (準用) 厚令第 8条 (準用)
37 衛生管理等	条例第92条 (準用) 厚令第90条 (準用)	条例第48条 (準用) 厚令第48条 (準用)
38 協力医療機関	条例第93条 (準用) 厚令第91条 (準用)	条例第49条 (準用) 厚令第49条 (準用)
39 掲示	条例第94条 (準用) 厚令第92条 (準用)	
40 身体拘束等の禁止	条例第75条 (準用) 厚令第73条 (準用)	

41 地域との連携等	条例第76条 (準用) 厚令第74条 (準用)	条例第31条 (準用) 厚令第31条 (準用)
42 秘密保持等	条例第37条 (準用) 厚令第36条 (準用)	条例第29条 (準用) 厚令第29条 (準用)
43 情報の提供等	条例第38条 (準用) 厚令第37条 (準用)	
44 利益供与等の禁止	条例第39条 (準用) 厚令第38条 (準用)	
45 苦情解決	条例第40条 (準用) 厚令第39条 (準用)	条例第30条 (準用) 厚令第30条 (準用)
46 事故発生時の対応	条例第41条 (準用) 厚令第40条 (準用)	条例第32条 (準用) 厚令第32条 (準用)
47 会計の区分	条例第42条 (準用) 厚令第41条 (準用)	
48 記録の整備	条例第77条 (準用) 厚令第75条 (準用)	条例第 9条 (準用) 厚令第 9条 (準用)

(11) 就労継続支援B型

申請者要件	・法人であること		
人員 基準	・職業指導員及び生活支援員	<ul style="list-style-type: none"> ・総数：常勤換算で、利用者数を10で除した数以上。 ・職業指導員の数：1人以上 ・生活支援員の数：1人以上 ※いずれか1人以上は常勤 	
	・サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数60人以下：1人以上 ・利用者数61人以上：1人に利用者数が60人を超えて40又はその端数を増す毎に1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤 ※サービス管理責任者の資格要件は89ページ参照 	
	・管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として管理業務に従事するもの ※管理業務に支障がない場合は、他の職務の兼務可 ※管理者の資格要件は、89ページ参照 	
設備 基準	・訓練・作業室	・訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること	
	・相談室	・間仕切り等を設けること	
	・洗面所・便所	・利用者の特性に応じたものであること	
	・多目的室その他運営に必要な設備		
定員	・原則20人以上		
運営 基準	基準の項目	指定基準根拠条文 条例：平24条例100 厚令：平18厚令171	最低基準根拠条文 条例：平24条例102 厚令：平18厚令174
	1 内容及び手続の説明及び同意	条例第10条（準用） 厚令第9条（準用）	
	2 契約支給量の報告等	条例第11条（準用） 厚令第10条（準用）	
	3 提供拒否の禁止	条例第12条（準用） 厚令第11条（準用）	
	4 連絡調整に対する協力	条例第13条（準用） 厚令第12条（準用）	
	5 サービス提供困難時の対応	条例第14条（準用） 厚令第13条（準用）	条例第41条（準用） 厚令第41条（準用）
	6 受給資格の確認	条例第15条（準用） 厚令第14条（準用）	
	7 訓練等給付費の支給の申請に係る援助	条例第16条（準用） 厚令第15条（準用）	
	8 心身の状況等の把握	条例第17条（準用） 厚令第16条（準用）	条例第13条（準用） 厚令第13条（準用）
	9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	条例第18条（準用） 厚令第17条（準用）	条例第14条（準用） 厚令第14条（準用）
	10 サービスの提供の記録	条例第20条（準用） 厚令第19条（準用）	
	11 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	条例第21条（準用） 厚令第20条（準用）	条例第15条（準用） 厚令第15条（準用）
	12 利用者負担額等の受領	条例第146条（準用） 厚令第159条（準用）	
	13 利用者負担額に係る管理	条例第23条（準用） 厚令第22条（準用）	
	14 訓練等給付費の額に係る通知等	条例第24条（準用） 厚令第23条（準用）	
	15 取扱方針	条例第59条（準用） 厚令第57条（準用）	条例第16条（準用） 厚令第16条（準用）
	16 就労継続支援B型計画の作成等	条例第60条（準用） 厚令第58条（準用）	条例第17条（準用） 厚令第17条（準用）

17 サービス管理責任者の責務	条例第61条 (準用) 厚令第59条 (準用)	条例第18条 (準用) 厚令第18条 (準用)
18 相談及び援助	条例第62条 (準用) 厚令第60条 (準用)	条例第19条 (準用) 厚令第19条 (準用)
19 訓練	条例第147条 (準用) 厚令第160条 (準用)	条例第53条 (準用) 厚令第53条 (準用)
20 生産活動	条例第86条 (準用) 厚令第84条 (準用)	条例第43条 (準用) 厚令第43条 (準用)
21 工賃の支払	条例第189条 厚令第201条	条例第86条 厚令第87条
22 実習の実施	条例第181条 (準用) 厚令第193条 (準用)	条例第80条 (準用) 厚令第81条 (準用)
23 求職活動の支援等の実施	条例第182条 (準用) 厚令第194条 (準用)	条例第81条 (準用) 厚令第82条 (準用)
24 職場への定着のための支援等の実施	条例第183条 (準用) 厚令第195条 (準用)	条例第82条 (準用) 厚令第83条 (準用)
25 食事	条例第88条 (準用) 厚令第86条 (準用)	条例第45条 (準用) 厚令第45条 (準用)
26 健康管理	条例第89条 (準用) 厚令第87条 (準用)	条例第46条 (準用) 厚令第46条 (準用)
27 緊急時等の対応	条例第29条 (準用) 厚令第28条 (準用)	条例第47条 (準用) 厚令第47条 (準用)
28 支給決定障害者に関する市町村への通知	条例第90条 (準用) 厚令第88条 (準用)	
29 管理者の責務	条例第68条 (準用) 厚令第66条 (準用)	条例第24条 (準用) 厚令第24条 (準用)
30 運営規程 就労継続支援B型事業所の規模 従たる事業所の規模の特例 多機能型の規模の特例	条例第91条 (準用) 厚令第89条 (準用)	条例第36条 (準用) 厚令第36条 (準用) 条例第37条 (準用) 厚令第37条 (準用) 条例第75条 (準用) 厚令第76条 (準用) 条例第88条 厚令第89条
31 勤務体制の確保等	条例第70条 (準用) 厚令第68条 (準用)	条例第25条 (準用) 厚令第25条 (準用)
32 定員の遵守	条例第71条 (準用) 厚令第69条 (準用)	条例第26条 (準用) 厚令第26条 (準用)
33 非常災害対策	条例第72条 (準用) 厚令第70条 (準用)	条例第8条 (準用) 厚令第8条 (準用)
34 衛生管理等	条例第92条 (準用) 厚令第90条 (準用)	条例第48条 (準用) 厚令第48条 (準用)
35 協力医療機関	条例第93条 (準用) 厚令第91条 (準用)	条例第49条 (準用) 厚令第49条 (準用)
36 掲示	条例第94条 (準用) 厚令第92条 (準用)	
37 身体拘束等の禁止	条例第75条 (準用) 厚令第73条 (準用)	
38 地域との連携等	条例第76条 (準用) 厚令第74条 (準用)	条例第31条 (準用) 厚令第31条 (準用)
39 秘密保持等	条例第37条 (準用) 厚令第36条 (準用)	条例第29条 (準用) 厚令第29条 (準用)
40 情報の提供等	条例第38条 (準用) 厚令第37条 (準用)	

41 利益供与等の禁止	条例第39条（準用） 厚令第38条（準用）	
42 苦情解決	条例第40条（準用） 厚令第39条（準用）	条例第30条（準用） 厚令第30条（準用）
43 事故発生時の対応	条例第41条（準用） 厚令第40条（準用）	条例第32条（準用） 厚令第32条（準用）
44 会計の区分	条例第42条（準用） 厚令第41条（準用）	
45 記録の整備	条例第77条（準用） 厚令第75条（準用）	条例第 9条（準用） 厚令第 9条（準用）

(12) 就労定着支援

申請者要件	<ul style="list-style-type: none"> ・法人であること ・過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等（生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型）に係る指定事業者であること 	
人員基準	・就労定着支援員	・常勤換算で、利用者数を40で除した数以上
	・サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数60人以下：1人以上 ・利用者数61人以上：1人に利用者数が60人を超えて40又はその端数を増す毎に1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤 ※サービス管理責任者の資格要件は89ページ参照 ※一体的に運営している指定就労定着支援と指定生活介護等の利用者の合計数に応じて配置
	・管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として管理業務に従事するもの ※管理業務に支障がない場合は、他の職務の兼務可 ※管理者の資格要件は、89ページ参照
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、必要な設備及び備品等を備えること 	
運営基準	基準の項目	指定基準根拠条文 条例：平24条例100 厚令：平18厚令171
	1 実施主体	条例第194条の7 厚令第206条の7
	2 内容及び手続の説明及び同意	条例第10条（準用） 厚令第9条（準用）
	3 契約支給量の報告等	条例第11条（準用） 厚令第10条（準用）
	4 提供拒否の禁止	条例第12条（準用） 厚令第11条（準用）
	5 連絡調整に対する協力	条例第13条（準用） 厚令第12条（準用）
	6 サービス提供困難時の対応	条例第14条（準用） 厚令第13条（準用）
	7 受給資格の確認	条例第15条（準用） 厚令第14条（準用）
	8 訓練等給付費の支給の申請に係る援助	条例第16条（準用） 厚令第15条（準用）
	9 心身の状況等の把握	条例第17条（準用） 厚令第16条（準用）
	10 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	条例第18条（準用） 厚令第17条（準用）
	11 身分を証する書類の携行	条例第19条（準用） 厚令第18条（準用）
	12 サービスの提供の記録	条例第20条（準用） 厚令第19条（準用）
	13 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	条例第21条（準用） 厚令第20条（準用）
	14 利用者負担額等の受領	条例第22条（準用） 厚令第21条（準用）
15 利用者負担額に係る管理	条例第23条（準用） 厚令第22条（準用）	

16	訓練等給付費の額に係る通知等	条例第24条（準用） 厚令第23条（準用）
17	取扱方針	条例第59条（準用） 厚令第57条（準用）
18	就労定着支援計画の作成等	条例第60条（準用） 厚令第58条（準用）
19	サービス管理責任者の責務	条例第194条の6 厚令第206条の6
20	相談及び援助	条例第62条（準用） 厚令第60条（準用）
21	職場への定着のための支援の実施	条例第194条の8 厚令第206条の8
22	サービス利用中に離職する者への支援	条例第194条の9 厚令第206条の9
23	支給決定障害者等に関する市町村への通知	条例第30条（準用） 厚令第29条（準用）
24	管理者の責務	条例第68条（準用） 厚令第66条（準用）
25	運営規程	条例第194条の10 厚令第206条の10
26	勤務体制の確保等	条例第34条（準用） 厚令第33条（準用）
27	衛生管理等	条例第35条（準用） 厚令第34条（準用）
28	掲示	条例第36条（準用） 厚令第35条（準用）
29	秘密保持等	条例第37条（準用） 厚令第36条（準用）
30	情報の提供等	条例第38条（準用） 厚令第37条（準用）
31	利益供与等の禁止	条例第39条（準用） 厚令第38条（準用）
32	苦情解決	条例第40条（準用） 厚令第39条（準用）
33	事故発生時の対応	条例第41条（準用） 厚令第40条（準用）
34	会計の区分	条例第42条（準用） 厚令第41条（準用）
35	記録の整備	条例第194条の11 厚令第206条の11

(13) 自立生活援助

申請者要件	<ul style="list-style-type: none"> ・法人であること ・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練、共同生活援助、障害者支援施設又は相談支援の指定事業者であること 	
人員基準	・地域生活支援員	<ul style="list-style-type: none"> ・1人以上 ・利用者数25人に対し1人を標準とし、利用者数が25人又はその端数を増すごと増員することが望ましい
	・サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数30人以下：1人以上 ・利用者数31人以上：1人に利用者数が30人を超えて30又はその端数を増す毎に1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤 ※サービス管理責任者の資格要件は89ページ参照
	・管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として管理業務に従事するもの ※管理業務に支障がない場合は、他の職務の兼務可 ※管理者の資格要件は、89ページ参照
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、必要な設備及び備品等を備えること 	
運営基準	基準の項目	指定基準根拠条文 条例：平24条例100 厚令：平18厚令171
	1 実施主体	条例第194条の17 厚令第206条の17
	2 内容及び手続の説明及び同意	条例第10条（準用） 厚令第9条（準用）
	3 契約支給量の報告等	条例第11条（準用） 厚令第10条（準用）
	4 提供拒否の禁止	条例第12条（準用） 厚令第11条（準用）
	5 連絡調整に対する協力	条例第13条（準用） 厚令第12条（準用）
	6 サービス提供困難時の対応	条例第14条（準用） 厚令第13条（準用）
	7 受給資格の確認	条例第15条（準用） 厚令第14条（準用）
	8 訓練等給付費の支給の申請に係る援助	条例第16条（準用） 厚令第15条（準用）
	9 心身の状況等の把握	条例第17条（準用） 厚令第16条（準用）
	10 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	条例第18条（準用） 厚令第17条（準用）
	11 身分を証する書類の携行	条例第19条（準用） 厚令第18条（準用）
	12 サービスの提供の記録	条例第20条（準用） 厚令第19条（準用）
	13 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	条例第21条（準用） 厚令第20条（準用）
	14 利用者負担額等の受領	条例第22条（準用） 厚令第21条（準用）
	15 利用者負担額に係る管理	条例第23条（準用） 厚令第22条（準用）
	16 訓練等給付費の額に係る通知等	条例第24条（準用） 厚令第23条（準用）

17 取扱方針	条例第59条 (準用) 厚令第57条 (準用)
18 自立生活援助計画の作成等	条例第60条 (準用) 厚令第58条 (準用)
19 サービス管理責任者の責務	条例第194条の6 (準用) 厚令第206条の6 (準用)
20 相談及び援助	条例第62条 (準用) 厚令第60条 (準用)
21 定期的な訪問による支援	条例第194条の18 厚令第206条の18
22 随時の通報による支援	条例第194条の19 厚令第206条の19
23 支給決定障害者等に関する市町村への通知	条例第30条 (準用) 厚令第29条 (準用)
24 管理者の責務	条例第68条 (準用) 厚令第66条 (準用)
25 運営規程	条例第194条の10 (準用) 厚令第206条の10 (準用)
26 勤務体制の確保等	条例第34条 (準用) 厚令第33条 (準用)
27 衛生管理等	条例第35条 (準用) 厚令第34条 (準用)
28 掲示	条例第36条 (準用) 厚令第35条 (準用)
29 秘密保持等	条例第37条 (準用) 厚令第36条 (準用)
30 情報の提供等	条例第38条 (準用) 厚令第37条 (準用)
31 利益供与等の禁止	条例第39条 (準用) 厚令第38条 (準用)
32 苦情解決	条例第40条 (準用) 厚令第39条 (準用)
33 事故発生時の対応	条例第41条 (準用) 厚令第40条 (準用)
34 会計の区分	条例第42条 (準用) 厚令第41条 (準用)
35 記録の整備	条例第194条の11 (準用) 厚令第206条の11 (準用)

(14-1) 共同生活援助

申請者要件	・法人であること	
人員 基準	・世話人	・常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
	・生活支援員	・常勤換算方法で、次に掲げる数の合計数以上 ① 障害支援区分3に該当する利用者の数を9で除した数 ② 障害支援区分4に該当する利用者の数を6で除した数 ③ 障害支援区分5に該当する利用者の数を4で除した数 ④ 障害支援区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数
	・サービス管理 責任者	・利用者数30人以下：1人以上 ・利用者数31人以上：1人に利用者数が30人を超えて30又はその端数を増す毎に1人を加えて得た数以上 ※サービス管理責任者の資格要件は89ページ参照
	・管理者	・常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの ※管理業務に支障がない場合は、他の職務の兼務可
設備 基準	・住居	・住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあること ・指定事業所は、1以上の共同生活住居を有すること ・原則として日中活動サービス事業所と同一建物内に設置しないこと ・このほか、共同生活住居の設置についての取扱いについては77～78ページを参照のこと
	・設備	・共同生活住居は、1以上のユニットを有すること ・ユニットの居室床面積：収納設備を除き、7.43平方メートル以上
	・サテライト型 住居	・本体住居と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居とし、次の設備基準を満たすもの ① 居室の定員：1人 ② 日常生活を営む上で必要な設備を設けること ③ 居室面積：収納設備等を除き7.43平方メートル以上
定員	<ul style="list-style-type: none"> ・指定事業所の定員4人以上 ・共同生活住居の入居定員：2人以上10人以下（既存の建物を活用する場合：原則2人以上20人以下） ・ユニットの定員：2人以上10人以下 ・ユニットの居室の定員：1人（特に必要と認められる場合は2人可） 	
運営 基準	基準の項目	指定基準根拠条文 条例：平24条例100 厚令：平18厚令171
	1 内容及び手続の説明及び同意	条例第10条（準用） 厚令第9条（準用）
	2 入退居	条例第198条の2 厚令第210条の2
	3 入退居の記録の記載等	条例第198条の3 厚令第210条の2
	4 提供拒否の禁止	条例第12条（準用） 厚令第11条（準用）
	5 連絡調整に対する協力	条例第13条（準用） 厚令第12条（準用）
	6 受給資格の確認	条例第15条（準用） 厚令第14条（準用）
	7 介護給付費（訓練等給付費）の支給の申請に係る援助	条例第16条（準用） 厚令第15条（準用）
	8 心身の状況等の把握	条例第17条（準用） 厚令第16条（準用）
	9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	条例第18条（準用） 厚令第17条（準用）

10 サービスの提供の記録	条例第55条（準用） 厚令第53条の2（準用）
11 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	条例第21条（準用） 厚令第20条（準用）
12 利用者負担額等の受領	条例第198条の4 厚令第210条の4
13 利用者負担額に係る管理	条例第157条の2（準用） 厚令第170条の2（準用）
14 訓練等給付費の額に係る通知等	条例第24条（準用） 厚令第23条（準用）
15 地域移行型ホームにおける提供期間（条例施行規則） 地域移行支援型ホームにおける提供期間（省令）	規則附則第5項 厚令附則第8条
16 取扱方針	条例第198条の5 厚令第210条の5
17 共同生活援助計画の作成等	条例第60条（準用） 厚令第58条（準用）
18 サービス管理責任者の責務	条例第198条の6 厚令第210条の6
19 地域移行型ホームに係る協議の場の設置（条例施行規則） 地域移行支援型ホームに係る協議の場の設置（省令）	規則附則第8項 厚令附則第11条
20 相談及び援助	条例第62条（準用） 厚令第60条（準用）
21 介護及び家事等	条例第199条 厚令第211条
22 社会生活上の便宜の供与等	条例第199条の2 厚令第211条の2
23 緊急時等の対応	条例第29条（準用） 厚令第28条（準用）
24 支給決定障害者に関する市町村への通知	条例第90条（準用） 厚令第88条（準用）
25 管理者の責務	条例第68条（準用） 厚令第66条（準用）
26 運営規程	条例第199条の3 厚令第211条の3
27 勤務体制の確保等	条例第200条 厚令第212条
28 支援体制の確保	条例第200条の2 厚令第212条の2
29 定員の遵守	条例第200条の3 厚令第212条の3
30 非常災害対策	条例第72条（準用） 厚令第70条（準用）
31 衛生管理等	条例第92条（準用） 厚令第106条（準用）
32 協力医療機関等	条例第200条の4 厚令第212条の4
33 掲示	条例第94条（準用） 厚令第92条（準用）
34 身体拘束等の禁止	条例第75条（準用） 厚令第73条（準用）
35 地域との連携等	条例第76条（準用） 厚令第74条（準用）
36 秘密保持等	条例第37条（準用） 厚令第36条（準用）

37 情報の提供等	条例第38条（準用） 厚令第37条（準用）
38 利益供与等の禁止	条例第39条（準用） 厚令第38条（準用）
39 苦情解決	条例第40条（準用） 厚令第39条（準用）
40 事故発生時の対応	条例第41条（準用） 厚令第40条（準用）
41 会計の区分	条例第42条（準用） 厚令第41条（準用）
42 記録の整備	条例第77条（準用） 厚令第75条（準用）

○ 共同生活援助事業所に係る共同生活住居の設置についての取扱い

（１）共同生活住居の設置について

共同生活住居は、1つの建物の中に原則1つとなりますが、マンション等以外の建物において、1つの建物内に複数の共同生活住居を設置する場合、その入居定員の合計数が基準第210条第4項及び第5項に規定する入居定員以下（※）である場合は、入口（玄関）が別になっているなど建物構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されている場合は複数の共同生活住居を設置して差し支えありません。

（※）～新築の場合、入居定員2人以上10人以下

既存建物の場合、入居定員2人以上20人以下（都道府県知事が特に必要と認める場合は2人以上30人以下）

（２）マンション等の建物における取扱いについて

マンション等の建物については、既存のマンション又はアパートにおける空き住戸を活用して共同生活住居を設置する場合には、1つの建物の中に複数の共同生活住居を設置することが可能です。

ただし、この場合であっても、当該複数の共同生活住居の入居定員の合計は10人（既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては20人、また、知事が特に必要と認める場合には30人）を超える場合にあっては、マンション又はアパートの建物の中の全ての住戸を共同生活住居とすることは認められませんので御留意願います。

（３）入所施設又は病院の敷地内での共同生活住居の設置について

次ページ参照

（４）日中活動サービス事業所と同一建物内での共同生活住居の設置について

次ページ参照

共同生活住居設置に係る取扱方針

1 入所施設又は病院の敷地内での共同生活住居の設置について

基準省令（※1）第210条に基づき、入所施設や病院の敷地内での共同生活住居の設置を原則として認めないこととする。

ただし、次の要件をすべて満たす場合は例外的に認めることとする。

(1) 敷地外と同様と認められる立地であること（土地の所有関係により一律に判断しないこと）

- ① 入所施設・病院と外部とを区分する堀、柵等の外側に共同生活住居を設置する。
- ② 共同生活住居の門（入口）が、入所施設・病院と共用となっていない。
- ③ 共同生活住居から公道へ直接出ることができる。
- ④ 共同生活住居が隣接住民の住宅と同様の位置関係で建っている。
- ⑤ かつて入所施設・病院の関係者が住んでいた建物ではない。

(2) 管理・運営上、独立していること

- ① 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が別に行われている。
- ② 職員の勤務体制、勤務内容等が別に管理されている。
- ③ 苦情処理や損害賠償等に際して、別に対応できる体制にある。
- ④ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める運営規程が別に定められている。
- ⑤ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が別に行われるとともに、会計が別に管理されている。

2 日中活動サービス事業所（※2）と同一建物内での共同生活住居の設置について

基準省令第210条及び解釈通知（※3）第15の2の（1）に基づき、日中活動サービス事業所と同一建物内での共同生活住居の設置を原則として認めないこととする。

ただし、次の要件をすべて満たす場合は例外的に認めることとする。

- ① 既存の建物を活用する。
- ② 地域（通所可能な範囲）に他の日中活動サービス事業所がなく、同一建物以外のサービス提供体制が取れない。
- ③ 当該日中活動サービス事業所に、同一建物内の共同生活住居の利用者全員が通うものではない。
- ④ 周辺の在宅障がい者が当該日中活動サービス事業所に通い、同一建物内の共同生活住居の利用者との交流が図られる。

なお、地域共生社会の実現に向けた取組の推進のため、高齢者、障がい者、児童等を支援するそれぞれの事業所が共同して行う、障がい者と高齢者、児童、地域住民等との交流の機会が確保される事業計画であると認められる場合は、2の①から④までの規定に関わらず、日中活動サービス事業所と同一建物内での共同生活住居の設置を認めることとする。（従業者は原則専従、設備は原則専有等の指定基準は遵守のこと。）

- ※1 基準省令 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）
- ※2 日中活動サービス事業所 生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所又は就労継続支援B型事業所
- ※3 解釈通知 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）

(14-2) 共同生活援助（日中サービス支援型）

申請者要件	<ul style="list-style-type: none"> 法人であること 日中サービス支援型共同生活援助と同時に指定短期入所（空床型を除く）を行うこと 		
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> 世話人 生活支援員 	<ul style="list-style-type: none"> 常勤換算方法で、利用者の数を5で除した数以上 常勤換算方法で、次に掲げる数の合計数以上 <ul style="list-style-type: none"> ① 障害支援区分3に該当する利用者の数を9で除した数 ② 障害支援区分4に該当する利用者の数を6で除した数 ③ 障害支援区分5に該当する利用者の数を4で除した数 ④ 障害支援区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数 	<ul style="list-style-type: none"> 世話人及び生活支援員のうち、1人以上は常勤
	<ul style="list-style-type: none"> サービス管理責任者 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者数30人以下：1人以上 利用者数31人以上：1人に利用者数が30人を超えて30又はその端数を増す毎に1人を加えて得た数以上 ※サービス管理責任者の資格要件は89ページ参照 	
	<ul style="list-style-type: none"> 夜間支援従事者 	<ul style="list-style-type: none"> 共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上 	
	<ul style="list-style-type: none"> 管理者 	<ul style="list-style-type: none"> 常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの ※管理業務に支障がない場合は、他の職務の兼務可 	
	<ul style="list-style-type: none"> 住居 設備 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあること 指定事業所は、1以上の共同生活住居を有すること 原則として日中活動サービス事業所と同一建物内に設置しないこと このほか、共同生活住居の設置についての取扱いについては77～78ページを参照のこと 共同生活住居は、1以上のユニットを有すること ユニットの居室床面積：収納設備を除き、7.43平方メートル以上 	
定員	<ul style="list-style-type: none"> 指定事業所の定員4人以上 共同生活住居の入居定員：2人以上10人以下。（構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、1つの建物に複数の共同生活住居を設けることができ、1つの建物の入居定員の合計は20人以下。）既存の建物を活用する場合は原則2人以上20人以下。 ユニットの定員：2人以上10人以下 ユニットの居室の定員：1人（特に必要と認められる場合は2人可） 		
運営基準	基準の項目	指定基準根拠条文 条例：平24条例100 厚令：平18厚令171	
	1 実施主体	条例第201条の7 厚令第213条の7	
	2 内容及び手続の説明及び同意	条例第10条（準用） 厚令第9条（準用）	
	3 入退居	条例第198条の2（準用） 厚令第210条の2（準用）	
	4 入退居の記録の記載等	条例第198条の3（準用） 厚令第210条の3（準用）	
	5 提供拒否の禁止	条例第12条（準用） 厚令第11条（準用）	
	6 連絡調整に対する協力	条例第13条（準用） 厚令第12条（準用）	
	7 受給資格の確認	条例第15条（準用） 厚令第14条（準用）	
	8 介護給付費（訓練等給付費）の支給の申請に係る援助	条例第16条（準用） 厚令第15条（準用）	
	9 心身の状況等の把握	条例第17条（準用） 厚令第16条（準用）	
	10 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	条例第18条（準用） 厚令第17条（準用）	
	11 サービスの提供の記録	条例第55条（準用） 厚令第53条の2（準用）	

12	支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	条例第21条（準用） 厚令第20条（準用）
13	利用者負担額等の受領	条例第198条の4（準用） 厚令第210条の4（準用）
14	利用者負担額に係る管理	条例第157条の2（準用） 厚令第170条の2（準用）
15	訓練等給付費の額に係る通知等	条例第24条（準用） 厚令第23条（準用）
16	取扱方針	条例第198条の5（準用） 厚令第210条の5（準用）
17	外部サービス利用型共同生活援助計画の作成等	条例第60条（準用） 厚令第58条（準用）
18	サービス管理責任者の責務	条例第198条の6（準用） 厚令第210条の6（準用）
19	相談及び援助	条例第62条（準用） 厚令第60条（準用）
20	介護及び家事等	条例第201条の8 厚令第213条の8
21	社会生活上の便宜の供与等	条例第201条の9 厚令第213条の9
22	協議の場の設置等	条例第201条の10 厚令第213条の10
23	緊急時等の対応	条例第29条（準用） 厚令第28条（準用）
24	支給決定障害者等に関する市町村への通知	条例第90条（準用） 厚令第88条（準用）
25	管理者の責務	条例第68条（準用） 厚令第66条（準用）
26	運営規程	条例第199条の3（準用） 厚令第211条の3（準用）
27	勤務体制の確保等	条例第200条（準用） 厚令第212条（準用）
28	支援体制の確保	条例第200条の2（準用） 厚令第212条の2（準用）
29	定員の遵守	条例第200条の3（準用） 厚令第212条の3（準用）
30	非常災害対策	条例第72条（準用） 厚令第70条（準用）
31	衛生管理等	条例第92条（準用） 厚令第90条（準用）
32	協力医療機関等	条例第200条の4（準用） 厚令第212条の4（準用）
33	掲示	条例第94条（準用） 厚令第92条（準用）
34	身体拘束等の禁止	条例第75条（準用） 厚令第73条（準用）
35	地域との連携等	条例第76条（準用） 厚令第74条（準用）
36	秘密保持等	条例第37条（準用） 厚令第36条（準用）
37	情報の提供等	条例第38条（準用） 厚令第37条（準用）
38	利益供与等の禁止	条例第39条（準用） 厚令第38条（準用）
39	苦情解決	条例第40条（準用） 厚令第39条（準用）
40	事故発生時の対応	条例第41条（準用） 厚令第40条（準用）

41 会計の区分	条例第42条 (準用) 厚令第41条 (準用)
42 記録の整備	条例第77条 (準用) 厚令第75条 (準用)

(14-3) 共同生活援助（外部サービス利用型）

申請者要件	・法人であること	
人員 基準	・世話人	・常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
	・サービス管理 責任者	・利用者数30人以下：1人以上 ・利用者数31人以上：1人に利用者数が30人を超えて30又はその端数を増す毎に1人を加えて得た数以上 ※サービス管理責任者の資格要件は89ページ参照
	・管理者	・常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの ※管理業務に支障がない場合は、他の職務の兼務可
設備 基準	・住居	・住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあること ・指定事業所は、1以上の共同生活住居を有すること ・原則として日中活動サービス事業所と同一建物内に設置しないこと ・このほか、共同生活住居の設置についての取扱いについては77～78ページを参照のこと
	・設備	・共同生活住居は、1以上のユニットを有すること ・ユニットの居室床面積：収納設備を除き、7.43平方メートル以上
	・サテライト型 住居	・本体住居と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居とし、次の設備基準を満たすもの ① 居室の定員：1人 ② 日常生活を営む上で必要な設備を設けること ③ 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上
定員	<ul style="list-style-type: none"> ・指定事業所の定員4人以上 ・共同生活住居の入居定員：2人以上10人以下（既存の建物を活用する場合：原則2人以上20人以下） ・ユニットの定員：2人以上10人以下 ・ユニットの居室の定員：1人（特に必要と認められる場合は2人可） 	
運営 基準	基準の項目	指定基準根拠条文 条例：平24条例100 厚令：平18厚令171
	1 内容及び手続の説明及び同意	条例第201条の17 厚令第213条の17
	2 入退居	条例第198条の2（準用） 厚令第210条の2（準用）
	3 入退居の記録の記載等	条例第198条の3（準用） 厚令第210条の3（準用）
	4 提供拒否の禁止	条例第12条（準用） 厚令第11条（準用）
	5 連絡調整に対する協力	条例第13条（準用） 厚令第12条（準用）
	6 受給資格の確認	条例第15条（準用） 厚令第14条（準用）
	7 介護給付費（訓練等給付費）の支給の申請に係る援助	条例第16条（準用） 厚令第15条（準用）
	8 心身の状況等の把握	条例第17条（準用） 厚令第16条（準用）
	9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	条例第18条（準用） 厚令第17条（準用）
	10 サービスの提供の記録	条例第55条（準用） 厚令第53条の2（準用）
	11 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	条例第21条（準用） 厚令第20条（準用）
	12 利用者負担額等の受領	条例第198条の4（準用） 厚令第210条の4（準用）
	13 利用者負担額に係る管理	条例第157条の2（準用） 厚令第170条の2（準用）

14	訓練等給付費の額に係る通知等	条例第24条（準用） 厚令第23条（準用）
15	地域移行型ホームにおける提供期間（条例施行規則） 地域移行支援型ホームにおける提供期間（省令）	規則附則第5項 厚令附則第8条
16	取扱方針	条例第198条の5（準用） 厚令第210条の5（準用）
17	外部サービス利用型共同生活援助計画の作成等	条例第60条（準用） 厚令第58条（準用）
18	サービス管理責任者の責務	条例第198条の6（準用） 厚令第210条の6（準用）
19	地域移行型ホームに係る協議の場の設置（条例施行規則） 地域移行支援型ホームに係る協議の場の設置（省令）	規則附則第8項 厚令附則第11条
20	相談及び援助	条例第62条（準用） 厚令第60条（準用）
21	介護及び家事等	条例第199条（準用） 厚令第211条（準用）
22	社会生活上の便宜の供与等	条例第199条の2（準用） 厚令第211条の2（準用）
23	緊急時等の対応	条例第29条（準用） 厚令第28条（準用）
24	支給決定障害者に関する市町村への通知	条例第90条（準用） 厚令第88条（準用）
25	管理者の責務	条例第68条（準用） 厚令第66条（準用）
26	運営規程	条例第201条の19 厚令第213条の19
27	勤務体制の確保等	条例第201条の21 厚令第213条の21
28	支援体制の確保	条例第200条の2（準用） 厚令第212条の2（準用）
29	定員の遵守	条例第200条の3（準用） 厚令第212条の3（準用）
30	非常災害対策	条例第72条（準用） 厚令第70条（準用）
31	衛生管理等	条例第92条（準用） 厚令第90条（準用）
32	協力医療機関等	条例第200条の4（準用） 厚令第212条の4（準用）
33	掲示	条例第94条（準用） 厚令第92条（準用）
34	身体拘束等の禁止	条例第75条（準用） 厚令第73条（準用）
35	地域との連携等	条例第76条（準用） 厚令第74条（準用）
36	秘密保持等	条例第37条（準用） 厚令第36条（準用）
37	情報の提供等	条例第38条（準用） 厚令第37条（準用）
38	利益供与等の禁止	条例第39条（準用） 厚令第38条（準用）
39	苦情解決	条例第40条（準用） 厚令第39条（準用）
40	事故発生時の対応	条例第41条（準用） 厚令第40条（準用）
41	会計の区分	条例第42条（準用） 厚令第41条（準用）
42	記録の整備	条例第77条（準用） 厚令第75条（準用）

43 受託居宅介護サービスの提供	条例第201条の18 厚令第213条の18
44 受託居宅介護サービス事業者への委託	条例第201条の20 厚令第213条の20

(15) 地域移行支援

申請者要件	・法人であること	
人員 基準	・従業者	・専従の指定地域移行支援従事者を置くこと (業務に支障が無い場合は他の職務の兼務可) ・指定地域移行支援従事者のうち、1人以上は相談支援専門員であること。 ※相談支援専門員の資格要件は89ページ参照
	・管理者	・原則として管理業務に従事するもの ※管理業務に支障がない場合は、他の職務の兼務可
設備 基準	・事務室	・事業の運営を行うために必要な面積を有すること
	・受付等	・利用申し込みの受付、相談、計画作成会議等に対応するための適切なスペースを確保すること
	・設備・備品等	・支援の提供に必要な設備及び備品等を備えていること
運営 基準	基準の項目	指定基準根拠条文 厚令：平24厚令27
	1 内容及び手続きの説明及び同意	厚令第5条
	2 契約内容の報告等	厚令第6条
	3 提供拒否の禁止	厚令第7条
	4 連絡調整に対する協力	厚令第8条
	5 サービス提供困難時の対応	厚令第9条
	6 受給資格の確認	厚令第10条
	7 支給決定の申請に係る援助	厚令第11条
	8 心身の状況等の把握	厚令第12条
	9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	厚令第13条
	10 身分を証する書類の携行	厚令第14条
	11 サービスの提供の記録	厚令第15条
	12 地域相談支援給付決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	厚令第16条
	13 地域相談支援給付費の額等の受領	厚令第17条
	14 地域相談支援給付費の額に係る通知等	厚令第18条
	15 具体的取扱方針	厚令第19条
	16 地域移行支援計画の作成等	厚令第20条
	17 地域における生活に移行するための活動に関する支援	厚令第21条
	18 障害福祉サービスの体験的な利用支援	厚令第22条
	19 体験的な宿泊支援	厚令第23条
	20 関係機関との連絡調整等	厚令第24条
	21 地域相談支援給付決定障害者に関する市町村への通知	厚令第25条
	22 管理者の責務	厚令第26条
	23 運営規程	厚令第27条
	24 勤務体制の確保等	厚令第28条
	25 設備及び備品等	厚令第29条
	26 衛生管理等	厚令第30条
	27 掲示	厚令第31条
	28 秘密保持等	厚令第32条
	29 情報の提供等	厚令第33条
	30 利益供与等の禁止	厚令第34条
	31 苦情解決	厚令第35条
	32 事故発生時の対応	厚令第36条
	33 会計の区分	厚令第37条
34 記録の整備	厚令第38条	

(16) 地域定着支援

申請者要件	・法人であること	
人員 基準	・従業者	・専従の指定地域定着支援従事者を置くこと (業務に支障が無い場合は他の職務の兼務可) ・指定地域定着支援従事者のうち、1人以上は相談支援専門員であること ※相談支援専門員の資格要件は89ページ参照
	・管理者	・原則として管理業務に従事するもの ※管理業務に支障がない場合は、他の職務の兼務可
設備 基準	・事務室	・事業の運営を行うために必要な面積を有すること
	・受付等	・利用申し込みの受付、相談、計画作成会議等に対応するための適切なスペースを確保すること
	・設備・備品等	・支援の提供に必要な設備及び備品等を備えていること
運営 基準	基準の項目	指定基準根拠条文 厚令：平24厚令27
	1 内容及び手続の説明及び同意	厚令第5条(準用)
	2 契約内容の報告等	厚令第6条(準用)
	3 提供拒否の禁止	厚令第7条(準用)
	4 連絡調整に対する協力	厚令第8条(準用)
	5 サービス提供困難時の対応	厚令第9条(準用)
	6 受給資格の確認	厚令第10条(準用)
	7 支給決定の申請に係る援助	厚令第11条(準用)
	8 心身の状況等の把握	厚令第12条(準用)
	9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	厚令第13条(準用)
	10 身分を証する書類の携行	厚令第14条(準用)
	11 サービスの提供の記録	厚令第15条(準用)
	12 地域相談支援給付決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	厚令第16条(準用)
	13 地域相談支援給付費の額等の受領	厚令第17条(準用)
	14 地域相談支援給付費の額に係る通知等	厚令第18条(準用)
	15 具体的取扱方針	厚令第41条
	16 地域定着支援台帳の作成等	厚令第42条
	17 常時の連絡体制の確保等	厚令第43条
	18 緊急の事態における支援等	厚令第44条
	19 地域相談支援給付決定障害者に関する市町村への通知	厚令第25条(準用)
	20 管理者の責務	厚令第26条(準用)
	21 運営規程	厚令第27条(準用)
	22 勤務体制の確保等	厚令第28条(準用)
	23 設備及び備品等	厚令第29条(準用)
	24 衛生管理等	厚令第30条(準用)
	25 掲示	厚令第31条(準用)
	26 秘密保持等	厚令第32条(準用)
	27 情報の提供等	厚令第33条(準用)
	28 利益供与等の禁止	厚令第34条(準用)
	29 苦情解決	厚令第35条(準用)
	30 事故発生時の対応	厚令第36条(準用)
	31 会計の区分	厚令第37条(準用)
32 記録の整備	厚令第38条(準用)	

6 従たる事業所の取扱いについて

生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型については、次の①及び②の要件を満たす場合、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能で、これらを一の事業所として指定することができます。

<p>① 人員及び設備に関する要件</p>	<p>ア 「主たる事業所」及び「従たる事業所」の利用者の合計数に応じた従業者が確保されているとともに、「従たる事業所」において常勤かつ専従の従業者が1人以上確保されていること。</p> <p>イ 「従たる事業所」の利用定員が障害福祉サービスの種類に応じて次のとおりであること。</p> <p>（Ⅰ）生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援・・・6人以上</p> <p>（Ⅱ）就労継続支援A型又は就労継続支援B型・・・10人以上</p> <p>ウ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、サービス管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。</p> <p>エ 利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部又は一部を設けないこととしても差し支え無いこと。</p>
<p>② 運営に関する要件</p>	<p>ア 利用申込に係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。</p> <p>イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。</p> <p>必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。</p> <p>ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。</p> <p>エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。</p> <p>オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。</p>

7 出張所等の取扱いについて

例外的に、生産活動等による製品の販売、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等であって、6の②の要件を満たすものについては、「事業所」に含めて指定することが可能です。

なお、6の①のエは出張所においても同様です。

8 多機能型の特例

（1）多機能型とは

次の事業のうち2以上の事業を一体的に行うことを言います（（※）の事業のみを行う場合を除く）。

- ・生活介護
- ・自立訓練（機能訓練）
- ・自立訓練（生活訓練）
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援A型
- ・就労継続支援B型
- ・児童発達支援（※）
- ・医療型児童発達支援（※）
- ・放課後等デイサービス（※）
- ・居宅訪問型児童発達支援（※）
- ・保育所等訪問支援（※）

(注) 一体的な運営の判断基準

同一管理者が事業の管理を行うことその他、事業所の管理方法が次のとおりであること

- ① 利用申込に係る調整、職員に対する技術指導等が一体的であること
- ② 事業所間で相互支援の態勢があること
- ③ 事業の目的や運営方針、営業日・営業時間、利用料等の運営規程が一本化されていること
- ④ 職員の勤務体制、勤務内容等の管理方法が一元的であること
- ⑤ 人事、給与・福利厚生、勤務条件等に関する職員の管理方法が一元的であること

多機能型による事業所に係る指定は、多機能型事業所として行う障害福祉サービスの種類毎に行います。

事業を追加する場合には、変更届ではなく、当該事業の追加指定（指定申請）が必要です。

なお、同一敷地内において、同一法人による複数の事業所が複数のサービスを実施する場合には、多機能型事業所として取り扱います。

また、同一法人により複数の事業所が複数のサービスを異なる場所で実施する場合、上記の(注)や、(2)の要件を満たし、かつ、両事業所間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、サービス管理責任者の業務の遂行上支障が無い場合、一が多機能型事業所として取り扱うことが可能です。

(2) 利用定員に関する特例

利用定員の合計は原則20名以上(注)、かつ、各事業の利用定員は次のとおりとなります。

※ ただし、宿泊型自立訓練と自立訓練(生活訓練)を併せて行う場合には、宿泊型自立訓練10人以上、かつ、自立訓練(生活訓練)6人以上

生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援	6人以上
就労継続支援A型、就労継続支援B型	10人以上
指定通所支援(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援)	5人以上

(注) 宿泊型自立訓練の定員は含めない。

(3) 職員の員数等に関する特例

多機能型事業所に置くべきサービス管理責任者の員数は、各サービス事業所ごとに置くべき員数にかかわらず、利用者の合計の区分に応じ、次のとおりとなります。

- ① 当該多機能型事業所の利用者の数が60人以下の場合：1人以上
- ② 当該多機能型事業所の利用者の数が61人以上の場合：1人に60を超えて40人を増すごとに1人を加えた数以上

なお、多機能型による各サービス事業所ごとに配置とされる従業者(管理者及びサービス管理責任者を除く。)間での兼務は認められないものであり、当該各サービス事業所ごとに必要な従業者の員数が確保される必要がありますので、留意願います。

特に、常勤での配置が求められている職種の従業者については、当該サービス事業所における当該職種において常勤・専従の配置となりますので、留意願います。

ただし、各サービス事業所の利用定員の合計数が19人以下の多機能型事業所にあつては、サービス管理責任者とその他の従業者との兼務が可能です。

9 管理者の資格要件

サービス種別	管理者の資格要件
療養介護	・ 医師であること
生活介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 施設入所支援	・ 次のいずれかに該当すること ① 社会福祉主事任用資格を有する者 ② 社会福祉事業（※）に2年以上従事した者 ③ 社会福祉施設長資格認定講習会修了者
就労継続支援A型 就労継続支援B型	・ 次のいずれかに該当すること ① 社会福祉主事任用資格を有する者 ② 社会福祉事業（※）に2年以上従事した者 ③ 企業を経営した経験を有する者 ④ 社会福祉施設長資格認定講習会修了者

（※）社会福祉事業・・・社会福祉法第2条に規定する事業。90ページ参照。

10 サービス管理責任者の資格要件

サービス管理責任者として従事するには、障害者の直接支援・相談支援などの業務に3年から8年（※）の実務経験と、所定の研修を修了することが必要となります。

要件として認められる実務経験の種類や受講が必要な研修の詳細につきましては、下記厚生労働省告示及び北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課ホームページを参照願います。

※ 平成31年4月1日に10年から8年に改正

○厚生労働省告示

「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」（平成18年9月29日付け 厚生労働省告示第544号）

○北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課ホームページ

北海道の公式ホームページ → 保健福祉部

→ 障がい者保健福祉課 → サービス管理責任者研修

【URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/sabikan/boshyu.htm>】

11 相談支援専門員の資格要件

相談支援専門員として従事するには、障害者の相談支援などの業務に3年から10年の実務経験と、所定の研修を修了することが必要となります。

要件として認められる実務経験の種類や受講が必要な研修の詳細につきましては、下記厚生労働省告示及び北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課ホームページを参照願います。

○厚生労働省告示

「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」

（平成24年3月30日付け 厚生労働省告示第226号）

○北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課ホームページ

北海道の公式ホームページ → 保健福祉部

→ 障がい者保健福祉課 → 相談支援従事者研修について

【URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/syofuku/caremane/caremane.htm>】

1 2 社会福祉事業一覧

	第一種社会福祉事業	第二種社会福祉事業
生活保護法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救護施設 ・ 更生施設 ・ 生計困難者を無料又は低額で入所させて生活扶助を行う施設 ・ 生計困難者に対して助葬を行う事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療保護施設
生活困窮者自立支援法		<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定生活困窮者就労訓練事業
児童福祉法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児院 ・ 母子生活支援施設 ・ 児童養護施設 ・ 障害児入所施設 ・ 児童心理治療施設 ・ 児童自立支援施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児通所支援事業 ・ 児童自立生活援助事業 ・ 子育て短期支援事業 ・ 養育支援訪問事業 ・ 一時預かり事業 ・ 小規模保育事業 ・ 子育て援助活動支援事業 ・ 保育所 ・ 児童家庭支援センター ・ 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業 ・ 障害児相談支援事業 ・ 放課後児童健全育成事業 ・ 乳児家庭全戸訪問事業 ・ 地域子育て支援拠点事業 ・ 小規模住居型児童養育事業 ・ 病児保育事業 ・ 助産施設 ・ 児童厚生施設
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律		<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼保連携型認定こども園
母子及び父子並びに寡婦福祉法		<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子家庭日常生活支援事業 ・ 寡婦日常生活支援事業 ・ 父子家庭日常生活支援事業 ・ 母子・父子福祉施設
老人福祉法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養護老人ホーム ・ 特別養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老人居宅介護等事業 ・ 老人デイサービス事業 ・ 老人短期入所事業 ・ 小規模多機能型居宅介護事業 ・ 認知症対応型老人共同生活援助事業 ・ 複合型サービス福祉事業 ・ 老人デイサービスセンター ・ 老人短期入所施設 ・ 老人福祉センター ・ 老人介護支援センター <p> 《介護保険法上の名称》 ・ 訪問介護(予防・夜間対応型含む) ・ 通所介護(予防・認知症対応型含む) ・ 短期入所生活介護(予防含む) ・ 小規模多機能型居宅介護(予防含む) ・ 認知症対応型共同生活介護(予防含む) </p>
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス事業(居宅介護、生活介護ほか) ・ 移動支援事業 ・ 福祉ホーム ・ 一般相談支援事業 ・ 特定相談支援事業 ・ 地域活動支援センター
身体障害者福祉法		<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者生活訓練等事業 ・ 介助犬訓練事業 ・ 身体障害者福祉センター ・ 盲導犬訓練施設 ・ 身体障害者の更生相談に応ずる事業 ・ 手話通訳事業 ・ 聴導犬訓練事業 ・ 補装具製作施設 ・ 視聴覚障害者情報提供施設
知的障害者福祉法		<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障害者の更生相談に応ずる事業
売春防止法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 婦人保護施設 	
社会福祉法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授産施設 ・ 生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活相談に応ずる事業 ・ 無料低額宿泊所 ・ 無料低額診療事業 ・ 無料低額介護老人保健施設 ・ 隣保事業 ・ 福祉サービス利用援助事業 ・ 社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業